

平成16年第4回佐渡市議会定例会会議録（第5号）

平成16年9月16日（木曜日）

議事日程（第5号）

平成16年9月16日（木）午前10時00分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（57名）

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
3番	本間勘太郎君	4番	中村剛一君
5番	臼杵克身君	6番	島倉武昭君
7番	木村悟君	8番	稲辺茂樹君
9番	金田淳一君	10番	臼木優君
11番	山本伊之助君	14番	大谷清行君
15番	小田純一君	16番	末武栄子君
17番	小杉邦男君	18番	池田寅一君
19番	大桃一浩君	20番	中川隆一君
21番	加藤真君	22番	岩崎隆寿君
23番	高野庄嗣君	24番	羽入高行君
25番	中村良夫君	26番	石塚一雄君
27番	若林直樹君	28番	田中文夫君
29番	金子健治君	30番	村川四郎君
31番	高野正道君	32番	名畑清一君
33番	志和正敏君	34番	金山教勇君
35番	臼木善祥君	36番	渡邊庚二君
37番	佐藤孝君	38番	金光英晴君
39番	葛西博之君	40番	猪股文彦君
41番	川上龍一君	42番	本間千佳子君
43番	大場慶親君	44番	金子克己君
45番	本間武雄君	46番	根岸勇雄君
47番	牧野秀夫君	48番	近藤和義君
49番	熊谷実君	50番	本間勇作君
51番	祝優雄君	52番	兵庫稔君

53番	梅澤雅廣君	54番	竹内道廣君
55番	渡部幹雄君	56番	大澤祐治郎君
57番	肥田利夫君	59番	大岩野一則君
60番	浜口鶴藏君		

欠席議員（3名）

12番	浜田正敏君	13番	廣瀬擁君
58番	加賀博昭君		

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	野宏一郎君	助役	大竹幸一君
収入役	渡邊幸君	総務課長	親松東一君
市民課長	清水紀治君	企画情報課長	齋藤英夫君
建設課長	佐藤一富君	水道課長	植野研一君
農林水産課長	斉藤博君	観光商工課長	斎藤正君
財政課長	浅井賀康君	社会福祉課長	熊谷英男君
環境保健課長	仲川正昭君	医療課長	木村和彦君
会計課長	粕谷達男君	農業委員会事務局長	渡辺兵三郎君
教育委員会 学校教育課長	古田英明君	教育委員会 生涯学習課長	松田芳正君
教育委員長	豊原久夫君	教育長	石瀬佳弘君
選挙管理委員会 委員長	林千隆君	選挙管理委員会 事務局長	仲川敏明君
消防長	加藤侑作君	両津支所長	佐々木文昭君
相川支所長	大平三夫君	佐和田支所長	中川義弘君
新穂支所長	末武正義君	畑野支所長	宇治秀三郎君
真野支所長	逸見政義君	小木支所長	菊地賢一君
羽茂支所長	青木典茂君	赤泊支所長	中川逸郎君
代査委員	清水一次君		

事務局職員出席者

事務局長	佐々木均君	事務局次長	山田富巳夫君
------	-------	-------	--------

議事係長 中 川 雅 史 君 議 事 係 松 塚 洋 樹 君

午前10時00分 開議

○議長（浜口鶴蔵君） おはようございます。ただいまの出席議員56名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（浜口鶴蔵君） 日程に従いまして、これより一般質問を行います。

質問並びに答弁は簡潔をお願いいたします。

順位に従いまして村川四郎君の一般質問を許します。

村川四郎君。

〔30番 村川四郎君登壇〕

○30番（村川四郎君） おはようございます。議長の許可を得まして、早速一般質問に入らせていただきます。ちょっと時間の計算がわかりませんので、どのぐらいもつのか、どのぐらいかかるのか、自分でも想像できない一般質問になるかもしれません。

まず、通告順に従って一般質問に移ります。少年犯罪の防止、動物飼育がはぐくむ思いやりということで、佐渡の子に豊かな感性、優しい心を育てるためにということで、新生佐渡市にふれあい動物園、外国ではpetting zooというのだそうですけれども、そういうものと動物霊園の施設の建設を望みます。近年思いやりや共感を示さない子供たちや、自制心がない青少年が命を軽く扱う事件が多発し、また文部科学省の調査では、昨年度の全国の公立小学校での校内暴力の件数が1,777件で、対前年27.7%と急増しています。過去最悪になったとの報告でございます。そのため、これまでいろいろな対策が検討されて実行されてきています。しかし、国も県も教育者も保護者も安全、安心を勘違いしているようです。昨日も6年前の中学生の女性教師殺人事件の判定がありました。昔私どもは小学校の高学年になると男の子はほとんど肥後守という折り畳みナイフを持っていたものです。しかし、日ごろそれで鉛筆を削ったり、竹を切ったりして竹トンボをつくったり、木を切って刀をつくったりして、常に自分の手とか足とかを切ったりしているものですから、その危険性はよくわかっていました。だから、みんながズボンのポケットに、あるいは筆箱の中に肥後守というナイフを持っていても、けんかのときに使う者などだれもいませんでした。しかし、今はあれも危険、これも危険、あっち危ない、こっちもだめといった育児法や教育で安全、安心を求めようとしています。単純に真綿の中に子供たちを包んで、無菌人間をつくるような超過保護な環境に子供を押し込んでいく、そういうことが問題だと思います。しかし、それにはなかなか周囲の大人は気づいていません。

平成12年6月15日発行の佐渡のあるまちの図書館便りにこんな投稿があります。タイトル「怖い話」、最近知人からこんな話を耳にした。一昨年夏のこと、つかまえたカブトムシを親戚の小学4年生の子供に与えたら、しばらく遊んでいるうちにカブトムシの首をぐるぐるとねじってしまった。当然カブトムシは死んで動かなくなった。そのとき子供がさも当然のごとく発した言葉は、「お父ちゃん電池かえて」だったという、いささか逸話めいているが、後日友人に話したら、「そんなこと少しも珍しくない、それに似た話はいっぱいあるっちゃ」というのです。おもちゃがなかった私ら昔の子供たちにとっては、早起きして汗水流して追いかけてつかまえたカブトムシやクワガタムシやセミやトンボなどは大事な宝物で、少

しでも元気で長生きさせようと世話をするのに一生懸命でした。しかし、残念ながら近年多発する青少年の残虐な事件は小さいときから冷暖房の完備した部屋で、豊富な物と食べ物に囲まれ、毎日毎日漫画やおもちゃやテレビゲームの世界で、命の錯覚を脳裏に焼きつけさせるような場面に接していることに大きな要因があります。手足だけか、頭や胴体、時には体がばらばらになっても幾度も、幾度もよみがえる登場者たちの世界、事件を起こした本人たちには死というものを理解していないから罪の意識は小さく、現実の命とゲームの世界との差別化ができない行動の結果としてあらわれています。そして、カブトムシの首をねじった小学生の行為の本当の問題は、子供にあるのではなくて、その行為をたしなめなかった父親に、周りの大人にあるということを我々大人たちは反省しなければなりません。いじめや不登校、そして青少年犯罪の凶悪防止化のためには、幼児期から学童期の間に命への尊さや相手への思いやりの心を養うことが重要で、それは言葉ではなくて、日ごろの体験を通して実感させることに効果があります。

昨年12月11日、新潟ワシントンホテルで学校飼育動物公開シンポジウムが開催され、参加してきました。テーマは「子供のために考える学校飼育動物の現状と課題」ということで、お茶の水女子大の客員講師で日本小動物獣医師会学校飼育動物対策委員会の副委員長である中川美穂子先生の文部科学省の委託研究報告によると、平成14年、都内の三つの小学4年生を対象に動物の飼育と子供についての調査で、「死」という言葉から何を思い出すかを尋ねたところ、動物の飼育を体験したことのある子供は、冷たくなる、もう会えないといった具体的な答えが多かったが、飼育動物の体験がない子供は、無回答やわからないという答えが多数だったといえます。さらに、多摩地区の二つの小学校4年生を対象とした調査では、友達がいじめられていたらどうするという質問に、動物飼育の経験のある子供は、助けないといららする、なぜいじめているのか聞く、いじめの人をけつ飛ばすなど問題に対して前向きにかかわろうとする回答が過半数を占めていましたが、飼育経験がない子供の半数以上がかわいそうの一言で終わってしまったそうです。

そこで、質問に移ります。島内の小学校の少年犯罪の防止対策といじめや不登校の傾向はどうなっているか、その数字は最近の新潟県の中での数値と、また全国の平均から見てどうなのか、多いのか少ないのか、お答え願います。

次いで、島内の各小学校の動物飼育の現状はどのようなものか、動物飼育の学校数と飼育動物の種類などがわかればお答え願います。

また、筑波大附属小学校の教師は、動物や鳥などとの交流は、子供たちの情愛や共感を養い、命や死について考える契機となる。動物の世話は面倒だけれども、かわいいからほうっておけない。その葛藤が子供たちを謙虚にさせ、成長させると指摘しています。子供たちは、最初から自分で望んで高価なおもちゃや漫画やテレビゲームの世界に入っていったわけではありません。親たちが安心、安全、いつも親の目が届く範囲に我が子と大人たちがかわいい、かわいい子供の育て方を大きく錯覚した結果です。その証拠に、今週の日曜日、9月20日、真野公園で年1回の佐渡市の動物フェスティバルがことしも開催されます。ぜひ会場へ来て、参加している子供たちの表情を見てください。ああ、やっぱり子供たちは本当は自分と同じような温かい血が流れている命がある動物が好きなのだということがすぐわかります。

動物たちとのふれあいの効果は、子供たちの精神的、行動的な好影響だけでなく、最近ではアニマルセラピーとして老人ぼけの治療の一助、またぼけの予防に効果があると期待され、養護老人ホームなどで取り

入れている施設もふえてきています。イギリスでは、ぼけ防止、寝たきり防止に効果があるということで、ひとり暮らしの老人の医療費の縮小策としてセキセイインコを贈っている地区があると報告があります。すなわち、朝夕ちゃんと起きてえさをやるという規則正しい生活、こんな単純な行動で老人の元気のもとになるということです。

そこで、市長にお願いします。佐渡市の建設計画の中には、国家プロジェクトのトキの施設を除けば、道路、港湾、箱物事業ばかりで、子供や大人たちがお互いに心を和ませ、優しく、心豊かに人間らしさを養う施設がほとんど計画されていません。皆無と言えます。そこで、将来の佐渡市民のために県が検討している十数億というような立派なふれあい動物園の施設でなくて結構です。あるいは、畑野に建設予定の31億という生涯学習センターを本当につくるのであれば、そのほんの隅っこに生涯学習センターが30億8,000万であれば、31億のはした金というはしたではないと思いますけれども、つくっていただきたい。また、旧金井町では1年ほど前に多目的広場にウサギなどを飼って子供たちがふれあう施設を建設するという計画があったと聞いています。新潟県には一つも公営の動物園がありませんが、公園に隣接させた小規模のふれあい動物園、週末に行けばウサギをだっこできる、チャボにさわれる、ヤギに草をあげられるというような施設で結構です。それでしたらわずかな予算でつくることが可能です。

私は、今4頭のヤギを飼っていますが、週末には家族連れや高校生ぐらいの子供も見に来ることがあるのですけれども、3年ほど前、そのヤギを見た小学校何年かわかりませんが、男の子は「おじちゃん、変な犬だね」と言って、またあるお母さんは、羊とヤギとの区別が判別ができない人は何人もいました。どこか交通のアクセスのよい場所の公園を整備して、子供も大人も気軽に動物たちとふれあえる petting zoo、日本語ではふれあい動物園というのだそうですけれども、ふれあい動物園の建設を検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

次に、動物霊園の建設または併設ということで、アフリカの父として慕われているシュバイツァー博士は、国の文化と道徳は動物の扱い方を見ればわかると言っています。確かに文化国家日本、そして新生佐渡市、トキの舞う自然豊かな文化の島、佐渡島を目指している我々佐渡市民にとってペット、特に犬、猫の飼い主の姿勢、責任として必要不可欠な施設であります。愛犬家、愛猫家からの建設要望の声も結構ございます。また、万物の霊長としてほかの動物たちを支配している我々人間の責務でもあると考えています。

そこで、質問します。佐渡市での飼い犬の頭数は、また飼い猫の頭数がわかれば教えてください。犬、猫の寿命もこの10年間で犬は3年延びて11.9歳、猫は4.8歳も延びて、約倍の9.9歳と、これは人間の60歳から65歳ぐらいに相当するそうです。そして、佐渡島におけるそのペットたちの現状の死体の処理の方法はどうしているのか、また遺体の処理を相談されたときはどのような指導しているのか、そしてどこか新市の中で動物墓地公園の建設予定地はないか、あるいは火葬または埋葬できるような方法はないのか、お答え願います。民間の業者をお願いするために、遺体を持って海を渡らなければなりません。しかし、遺骨は持って帰ることはできません。火葬して遺骨を持って帰る場合は、新潟の太夫浜というところにペット葬祭センターというのが一番佐渡から近いところにあります。小型犬で1万円から大型犬で1万5,000、納骨、法事、供養、骨箱等々を合わせると交通費プラスタクシー代等で4万から6万かかるといいます。動物愛護協会、地域振興局の保健所にあるのですけれども、内航汽船と当該の霊園へ送るという契約は結ん

でありますが、火葬して灰を回収してもらうことはできません。トキの飛ぶ、自然に優しい循環型社会を目指す佐渡市にとって、トキだけを大事にするのでは偽物の観光と同じで、やがて失敗します。産廃のごみも、ペットの死体も外へ出しているのは恥ずかしい。今後の建設計画の懸案事項として検討をお願いします。

地名復活問題について、地名復活作業をすぐ実行すべきです。多くの島民のささやかな要求であった地名存続の要望は、合併以前6市町村に行動があり、特に羽茂地区は有権者の90%、3,100人の署名運動となって羽茂議会でも請願を多数決で絶対多数で採択し、復活要望を行った。しかし、法定協議会は町名、字名の取り扱いについて、新市の職務執行者への申し送り事項として、今回野市長は各地の地域審議会へその判断をゆだねている。まず、今回市長が地名問題などの答申をゆだねた各地の審議会の委員の選考について質問します。

町側が指名した委員には、相変わらず聞きなれた、見なれた組織や団体の長ばかりが多くて、その委員の発言が体制側に偏っているのは、ああやっぱりと、成り行き上は納得できますけれども、全く発言しない委員も、また行政側指名の委員の中には多く見られます。だから、大変まずい。市長は、昨日の松本議員の質問に、女性3割、組織団体代表を3割を入れるよう指示したと答弁しましたが、市長が望む住民の意思を吸い上げた十分な民意を聞くことができるかどうか心配ですので、再度質問します。地域審議会委員の選考基準等をだれが選考したのか、市長のかかわり合いはいかがだったのか、各地適任者と思えますか。以上、答弁をお願いします。

佐渡市になってから新しいNTTの電話帳を使っている人は10人に1人もいないと聞きます。合併7カ月目の現在も地名問題は大変多くの不便さと困難、議論を招いて、今回の合併論議がいかに雑に、軽率に、無責任に進められたかを証明する結果にもなっています。さて、この地名問題、市長はことしの12月までに各審議会の答申を出してもらおうとしていますが、その後のスケジュールはどうなるのか、どのような段階を踏めば地名は復活するのか、答弁願います。また、これまでに地名削除による不都合やクレームの訴えは少ないと考えていますか、お答え願います。

合併前に請願を提出した羽茂の地域審議会では、今回も全会一致で羽茂の地名復活を決議しましたが、行政側は変更事務をしようとしていません。なぜすぐに実行しないのか、答弁を願います。

羽茂の地名問題が急を要するということは、他の地区の事情、歴史、文化、伝説、観光、宅配、消防、緊急、災害などの理由以外に、JA羽茂とこの地域の農家の方たちの生活、経済の基盤を左右する大変な重要な問題がかかっているからです。すなわち、農業生産物の表示違反、JAS法違反への危惧です。JAS法違反に関しては、国、県の責任ある立場の人からは、今現在担保ある明確な説明はされていません。それを前町長や行政側は問題は解決した、問題ないと合併協議会などで無責任きわまりない発言をし、以後地元の地名存続要望を無視してしまいました。同じく、法定協議会も時間がないという理由だけで各地の要望を無視し、260条を駆使して地名の存続をした相川と新穂以外の全地名をなくし、合併へと猛進しました。地域審議会企画情報課長は地名問題について、上からの指導はない、あくまでも住民が決めることだと小木地区で発言しました。市長は、地名の存続判断は各地域審議会の答申にゆだねるとしてあります。ここは、市長の住民の期待にこたえる前向きな行動を示す絶好の機会ととらえます。新市の市長は、約束を守り、実行力があるのだということをぜひ見せていただきたい。急を要する旧羽茂町の地名に関しては、ぜひこの9月議会に上程していただきたい。ご英断をお願いします。

最後に、産業再生に関して。さて、さきの台風、大変被害を残し、被災者の皆様、そして佐渡市にとっては大変な大打撃でした。心からお見舞い申し上げます。しかし、その後のニュースの方がもっと大きなショックを受けた方々の方が多かったのではないのでしょうか。9月8日、9日の新聞に、「県2007年度にも財政破綻、再建団体回避へ3年計画案、県財政再建団体のおそれ、人件費削減、職員削減、施策は凍結、補助金全廃、副知事公舎売却などを決定、知事しんみり、最後の県議会、寂しさと申しわけなさを感じる」と、そして後任の知事へ「私には欠けていた強い指導力を発揮してほしい」、こんなものもあります。「火の車でも知事に高額退職金1億5,000万」、既に県は頼りにならない死に体ですが、佐渡市はこれから立ち直って巻き返しをしなければなりません。6月議会で市長もつかみ切れていないと述べた佐渡市の産業、経済の再生について質問させていただきます。

まず、全国ではやりの特区構想はいかがでしょうか。7月20日に地域振興局で離島特区勉強会が開催され、市長始め行政、民間の関係者が参加し、佐渡ならではの特色を生かした特区づくりに向けて学んだと聞きます。私も大変興味があります。その成果を説明したいと思いますし、また市はどのような特区を検討中か、答弁願います。

観光について、本年度の観光も対前年割れの危険な数字になっています。ことしの観光シーズンは既に終わりました。地元からの本当のやる気を引き出すために、観光アクションプランや、今やっている佐渡百選のようなアクションでなく、経費効率の点から従来のばらまき型の予算配分はやめ、来年度からは各地域インセンティブ方式でコンペを行い、その結果、賞金形式の予算配分を行ったらどうでしょうか。汗水流して本当に頑張る地域に予算を投入する、これこそ民間でやっている競争の原理です。経費効率は数段アップすることと思います。

1次産業の農業について、台風災害は41億円の大被害、佐渡の産業再生に休んでいる時間の余裕はありません。不幸中の幸いか、酪農、畜産家の方々の被害は非常にわずかでした。今佐渡は産業再生のための事業を優先すべきときです。そして、畜産業の発展と地産地消のためにも、屠殺場の復活を望みます。屠殺場の復活、再生の条件は何か、答弁願います。

次に、牧場の整備計画は進んでいるのか。各牧場についての経験者、知識者が残っている間に早急に整備をしていただきたいと思います。6月15日、議会の一般質問で私が畜産振興をすぐ訴えたすぐ後で、大変タイムリーな吉報が入りました。6月26日、新潟県北部地域受精卵移植利用研究会の獣医師から県の普及センターを介して、佐渡の畜産改良のためにはまなす会所有のふくのりひめ号という県の繁殖牛ランキング第2位の牛でございませけれども、それから生まれたメス牛1頭を大変好条件で佐渡に優先的に回してくれるということです。価格は未定ですが、推定で150万前後ということだそうです。この情報は、畜産家にとってのどから手が出るほどのニュースです。上越市場で買いたくとも絶対に手に入れることのできない優良牛で、佐渡市としては何もためらう必要はなく、畜産農家のためだけではなく、佐渡市の経済、産業の立て直しに必ず貢献するものと考え、優良繁殖牛を市として確保することをお願いします。

それで、昨日そのための会議があって、私も途中議事を抜けさせていただきまして参加したのですが、市としてはどのような導入方式がよいと考えているのか、ぜひご答弁をお願いします。12月の補正予算で、ぜひ確保していただきたいと考えております。時間はありません。今県職で、一生懸命前向きに取り組んでくれる若い職員がいます。その人たちがいる間にこれをルールに乗せたいと思いますので、市の賢明な

る行動をお願いしまして、私のこの席からの質問を終わらせていただきます。再質問は質問席からさせていただきますことをお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 村川四郎君の一般質問に対する答弁を許します。

野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） おはようございます。それでは、早速村川四郎議員に対する答弁を行います。

近年ペットを家族同様に飼う家庭がふえていまして、猫の数はわかりませんが、犬は約3,500頭ぐらい飼われているようでございます。それに伴い、ペットが死亡した場合、家族同様ペット葬祭施設で火葬し、動物専用の墓地や納骨堂に骨を納めたいという方々もふえているようでございます。特に家族が少ない方等で、家族がわりに一緒に過ごした動物をほかのものと同じように扱うのは忍びないという方がふえているようでございます。現在ペットの死骸については、自分の所有地に埋葬するか、もしくは処理方法について問い合わせがあった場合には、クリーンセンターで可燃物として引き取るか、または島外のペット霊園等を紹介しているということは議員のご質問にもありました、同じでございます。市としても、特に死骸の処理方法は指導しておりませんで、飼い主の方に任せているのが現状でございます。ご質問の市によるペットの墓地公園や火葬施設の設置については、今のところでは考えておりませんが、今後の住民感情の推移等を参考にして検討していきたいというふうに思います。詳細の対応、現にそれ以上どうしているのか、あるいは埋葬ができないのかということについては、担当の方からご説明させます。

さらに、教育との関係につきましては、教育長の方へ振らせていただきたいというふうに思っております。

地名復活問題につきましてご説明します。地域審議会の設置に関する協議、第5条で、委員は当該区域に住所を有する者または当該区域内に有する事務所等に勤務する者で、次に掲げる者から市長が委嘱するとなっており、その内容は、1に公共的団体の役職員、2番、学識経験者、3番、公募により選任された者が挙げられております。公募により選任された者は5名以内となっております。この規定に基づき、市では公共的団体の役職員の例として、農協、漁協、森林組合、商工会、観光協会、区長会、支援団体、青年会議所、婦人会、消防団、老人クラブ、社会福祉協議会、体育協会、文化芸能団体を示し、各支所の特性も考慮した上で、支所から8名程度推薦していただきました。学識経験者については、豊富な経験と高い見識を持つと社会的に認められると思われる人2名を各支所から推薦していただいております。公募委員につきましては、各地区で公募を行い、定員の5名を超える応募があった地区につきましては、抽選で5名を選出しております。ちなみに、5名を超える応募のあった地区は、相川が29名、両津が17名、羽茂が13名、佐和田12名、畑野9名、金井7名でございます。5名に満たなかった新穂や小木につきましては、公共的役職員、学識経験者で調整して全地区15名の役員となったわけでございます。

地区の事情のよくわかる支所長からの推薦をもとに、もちろん私もその中で人選については行いましたので、その中で女性は団体、公職からの中で3割以上お願いするということに申し上げましたし、その団体が30%とは言っておりませんが、ほぼそんな状態にはなっております。そういう意味で、各地で適任かしらと言われますと、それぞれに選任の過程で検討を繰り返し、適任者がなっているのではないかとこのように考えております。ただ全体を見回して、各地域の状態がそんなによくわかっているわけでもござい

ませんので、そのところは問題があったかということについてはちょっと理解できないのですが、それでも一応選任の過程では適任者が選ばれたというふうに思っております。

それから、羽茂地区からは7月21日の地域審議会の決議を受けて、7月27日付で町名、字名の取り扱いに関する諮問についての答申をいただいております。提出は8月4日でございます。内容は、羽茂本郷を除く10地区における羽茂の名前を冠するというものでございました。羽茂地区の地名変更だけでも9月議会に上程し、手続をしてほしいとの申し入れを以前からも伺っておりまして、陳情もいただきました。他の地区では、同じように現在審議中の途中のところもございます。もう既に出てきたところもございしますが、この問題の答申期限を12月末日としておりますことから、全地区の動向を集約して、一つの島になったこともありまして、一括して議会上程を行いたいというふうに考えております。この後の提案後のスケジュールについては、担当からもご説明します。ただ、羽茂地区の皆さんの熱意、それから議員の質問内容につきまして、再度担当にも話をしてみました。JAS法違反の問題については、私どもの判断としては問題がないということでございましたのですが、そここのところの将来問題があるかどうかも含めて検討はいたすつもりでございます。その内容については、担当課長の方から説明させるといふふうに思っています。

それから、特区構想についてでございます。この勉強会、7月20日でございます。地域振興局において、佐渡地域の特区地域再生説明会として開催されたものでございまして、この説明を受けて佐渡市で当面本庁各課及び支所職員で特区地域再生研究会を立ち上げて、8月17日に会議を開催いたしました。出席者によりますと、まだ具体的な案としてはまとまっていない状態で検討を続けるという状態でございます。今後は、各課の検討の内容を把握し、佐渡の特性を生かし、地域の活性化につながるような素材の絞り込みができるかどうか、それをどのように島民にご提示できるかということで、具体化に向けて作業を進めているという話でございますので、これもその過程を課長の方から説明させます。

観光につきましてご質問がありました。観光アクションプラン、現在県と観光協会がやっておりますが、これの説明ですが、詳細は課長の方から説明させますが、全体的には今までの観光と違って隠された、あるいは今まで日の目を見ていない今ふうの観光ニーズに合ったような地域、あるいはそれぞれの催しや、そういうものを新しい切り口でお見せしようということをやっているところございまして、これがすぐに新しい観光の開拓に一定のボリュームで効果があるかどうかについては、まだ未定のところございまして、まだ未開地を残しているところでございます。

インセンティブ方式のコンペを行って今までの観光の佐渡のたくさんある観光協会等の効果を判断して、それについて予算を配付したらいいのではないかというふうなお話だというふうに思いますが、これなかなかおもしろいと思うのですが、評価の仕方が難しいのですが、今のところ各地のお祭りやイベントについての分析をしているところというふうに聞いております。それは、地域の人のお祭りなのか、それから観光客相手のお祭りなのかというふうな、それぞれの地域によってかなり色合いが異なります。どういうふうに観光協会が合併といいますか、統合も含めてこの内容も観光課長の方から説明させたいと思います。

優良繁殖牛の質問がございました。優良繁殖牛の導入でございますが、7月14日に農林水産課担当とJA佐渡、JA羽茂、振興局担当者によりその件についての会議が開催されているわけであります。新潟県農林水産業総合振興事業の畜産新技術定着化事業を活用して優良受精卵は佐渡での供給体制の強化を図り、生産された雌牛の繁殖利用を進めたいと考えております。また、導入を考えている委員のお考えのその牛というのは、その子供が全国肉用牛枝肉共励会で好成績をおさめて、全国育種価第1位の牛を出す等している優秀な血統の雌牛であるということを知っております。その肥育について佐渡島内でもこの血統の牛をふやすことによって佐渡牛のブランド確立、発展につなげたいと、できたらそういうふうにしたいというふうと考えておりますし、血統によって大きく肉質が違う、あるいは値段が違うというふうな状態であるということは十分知っておりますので、その方向で進めていきたいというふうに思います。

ただ、今後畜産農家の高齢化によって後継者の問題、それから飼養戸数が現実的にはふやすことが難しいので、現在の頭数をいかに維持しながら畜産農家の経営を安定していくか、あるいはそこに至る過程で牧場の整備、ご質問にありましたが、あるいは屠殺場の必要性みたいなものについては検討していきたいと思っております。

牧場と屠殺場につきましては、課長の方から説明させていただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 学校の暴力犯罪等について、教育長の答弁を許します。

○教育長（石瀬佳弘君） それでは、子供たちの犯罪等にかかわるふれあい動物の件について答えたいと思っております。

議員ご指摘のとおり、最近の少年犯罪、本当に私達も心を痛めておるわけで、佐渡におきましてはいじめ、不登校につきましては、後で詳しい数字は課長の方から述べてもらいますけれども、年々減少傾向にありますけれども、しかしその目はやっぱり社会情勢の変化に伴ってあるわけでありまして、真剣になって取り組んでいかなければならない問題だと思います。教育委員会としましては、もちろん安心、安全の学校づくりを進めると同時に、これは学校、地域、家庭が一体となっていていろいろな地域ぐるみでこの問題に取り組んでいかなければならぬと思っております。その中で、特に人とのよりよいかかわりの体験や自然との実体験、その中でも特に動物とのかかわり、体験、こういうものが非常に重要な役割をするというのは議員ご指摘のとおりであります。現在島内における動物飼育の学校における実態であります。中学校はちょっとないのですけれども、小学校ではウサギ、鶏等の動物を飼育している学校が36校中30校あります。そのほかに、コイとか金魚とか熱帯魚等々も含めるとほとんどの学校で何らかの動物を飼育しているということで、これは動物飼育する中で命の大切さ等々が有効であると、このように考えて、私達も推奨しておるところであります。具体的な数字については、課長の方から説明させます。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 補足答弁を許します。

環境保健課長。

○環境保健課長（仲川正昭君） お答えいたします。

火葬はできないかというようなご質問でございますが、議員ご承知のとおり島内にそういった施設がないわけでございまして、現状としましては島外にあります宗教法人あるいは有限会社等霊園経営しております施設をご紹介しますところでございます。それで、市で火葬というようなお話かと思っておりますが、ま

だ私未勉強ではございますが、市が火葬場をつくって法的にそこまでやってよろしいのかどうかを含めまして、今後検討させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） それでは、地名問題に関係いたしまして、補足の説明をさせていただきます。

まず、第1点であります、この後のスケジュールであります、地名の関係につきましては各地域の審議会の方に12月の末までに答申お願いしますということをお願いをしてあります。そういう関係で、その後のスケジュールといたしましてはその答申を受けまして、平成17年3月の定例議会で上程をしたいというふうに考えております。その後県の告示等経まして、住民の方々に、地域の方々に影響のない日を選定して地名の変更に係る施行日を決めたいというふうに考えております。

それから、JAS法違反ではないかというご指摘がございましたが、この件に冠しましては昨年8月の6日の日でしたか、県の食品流通課の方に確認をいたしました。県の方の説明であります、JAS法では農産物の場合名称及び原産地の表示が必要であるが、原産地は基本的に都道府県名を記載すればよい、その他市町村名や一般的に知られている地名でもよろしいと、例えば県名の次に羽茂産、または佐渡羽茂産を使用するという点についてはよろしいということでありました。もう一つ、その当時新聞記事の中では県の方の回答として、当面使用することはよいとしても、将来的には問題があるような内容だったのだけれども、これについてはどうでしょうかという問いかけに対しましては、こん包資材に羽茂町の表示についてどうかという質問だったので、その関係については在庫のある期間はよいとしても、それ以降は切りかえるのではないかという意味合いで回答したということでございます。

それから、他地区の方では問題点があったのかどうかという問い合わせでございますが、この地域審議会を8月の10日までに開催をいたしました中を振り返ってみますと、まず両津地区の方では旧両津町を中心にした地域については、旧市町村名を使用したいという意向が強いようでありまして、9月の地域審議会におきましても、この問題について旧両津町の商店街を対象にして調査をするかどうかについて意見を聞くという状況になっておるようであります。

また、金井地区の地域審議会につきましては、一たん同じ名称があります新保地区、これは赤泊地区にも新保地区があったわけでございますが、金井地区については北新保、それから赤泊地区には南新保ということで、一定の確認をされたというふうに理解しておったわけでありまして、金井地区の方からは金井地区にしていただきたいという要請等が区の方からも参りまして、また地域審議会の中でも協議の結果、金井地区の北新保については南新保でお願いしたいという答申をいただいております。ただ、この問題につきましては、赤泊地区の方にも当然ながらそのことについての協議もしていただきたいということで、赤泊地区の審議会の方にもそういう答申があったということをお伝えをしてあるところであります。

また、小木地区の地域審議会の方では幾人かの方から地名問題についての復活要請がありましたし、また一方では佐渡が一つになる、そういう中で、ある地域の中では旧町村名を使うということは否定的な見解を示されておる委員等もおりまして、小木地区の方ではこの後の地域審議会の中で審議をしたいということで、協議がなされておりました。そういうところでありまして、他の地区では地名問題に対して大き

な議論はなかったというふうに理解をしております。

それから、もう一点であります、産業再生に関する特区の関係でございますが、私ども8月の17日にも本庁の職員、そして支所の職員等集まってお話ししていただきまして、こちらの方から説明し、いろんな提案を出していただくように勉強会も開いたわけですが、なかなか具体的な案というものは今現在出ていないところであります。思いつきどうでもいいから出してもらいたい、そしてそれを具体化するのに持っていきませんかという話を今やっておる最中でありまして、具体的なその案が出ましたら、またそれをどのような形で持っていくかということを含めていきたいというふうに考えております。現在具体的な案は出ていないという状況であります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 観光商工課長。

○観光商工課長（斎藤 正君） お答えいたします。

佐渡観光アクションプランを究極の計画としてとらえているのかということでございますが、この計画については島内の観光関係の皆さん方が知恵を絞って頑張ったものでございまして、佐渡観光の再生のための戦略と考えております。決して究極のものでは、万全のものではないと思いますが、それを現在その計画をもとにして佐渡百選事業等の事業を展開しておるところでございます。先月の8月の22日から24日までの2泊3日で、自然分野のツアーを実施いたしました。ドンデンから相川の石花の方に下る大佐渡自然歩道を中心に世界的な登山家の野口健氏をお招きしまして、地元の登山家の方のボランティアもいただいて、雨天ではございましたが、実施をさせていただきました。このほかに海釣り体験とか、佐和田町の海岸清掃とか、それから海浜の海蜃観察とか、それから手打ちそば、うちわづくりの体験とか、いろんなことをさせていただきまして、参加者は非常に喜んで帰ったということでございます。これをまたもとにしめて、今までとちょっと違ったスタイルの海岸清掃とかそういうものも入っておりまして、今度外国の登山するときに清掃登山なんか野口健さん考えておるのだそうです。そういうようなことで、今までと違ったスタイルのものができてるのではないかなと思っております。今後もそういうものも取り入れた、違ったスタイルを考えていかなければならぬかなと思っております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 農林水産課長。

○農林水産課長（斎藤 博君） それでは、畜産関係の方の説明させていただきます。

佐渡牛の地産地消のためにも屠殺場の復活を望む、復活再開の状況は何かということなのですが、以前平成8年の2月まで佐渡食肉公社があったわけなのですが、経費等の問題、それと非常に頭数が少なくなったという関係で解散したわけなのですが、以前と同じ料金で考えますと1年間に約1,050頭屠殺しないと採算的には間に合わないということで、その関係からいきますと佐渡島内に今現実に屠殺している頭数が50頭から70頭でございます。そのような関係からいきますと、肥育牛そのものが2,000頭以上いないと佐渡島内で屠殺ということはちょっと現時点では難しいことでございます。それと、佐渡島内で屠殺した場合でも消費がそれに見合うだけあるかということ考えますと、今現時点ではその関係からいってもなかなか難しい面があるかと思っております。

それと、牧場の整備計画は進んでいるかということなのですが、今現時点ではことしのところは旧市町

村単位の管理方式でやっていただいている関係もありまして、具体的な整備計画についての話し合いは持っておりませんが、近いうちに各畜産担当者、それから畜産農家の代表者、それから関係機関、牧場の管理人、経験者等で検討会を持ちまして、島内の方向性といえますか、旧市町村単位の考えでやっていたものを一定の方向を出して進めていきたいということで考えております。

それと、どのような導入方式がよいと考えているかということで、昨日も議員、会議の方に出られたということなのですが、昨日の会議の中でも導入するには非常に前向きなのですが、その中で牛の管理あるいは導入経費の問題等で結論が出なかったと聞いておりますが、この後当然検討会を重ねて17年度事業の中で取り入れていく方向で考えておりますので、またご指導のほどよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（古田英明君） それでは、いじめ、不登校等についての資料を補足説明させていただきます。

まず、いじめでございますが、平成15年度では小学校が1件、中学校が3件ということで、数年前から比較をしますと減少傾向でございます。それで、県、全国と比較をしてどうかということでございますが、データとしましてはいじめが発生している学校の比率というものでしか比較できませんけれども、これ平成14年度の数字でございますが、佐渡では8.1%、県が14.1%、全国が11.4%、これは小学校の数字でございますし、中学校では佐渡が10.5%、県が41.9%、全国では37.1%ということで、いじめについては佐渡が少ないのではないかと考えております。

次に、不登校でございますが、平成15年度の不登校は小学生が11人、中学生が49人となっております、ひところといえますか、平成十一、二年ころに比べれば多少減少しておる状況でございます。不登校について県と比較をした数字でございますが、平成14年度で不登校児童生徒の割合は、小学校が佐渡は0.32%、県平均は0.36%、中学校では佐渡が2.79%、県が2.43%ということで、こちらの方は県平均と余り変わらない状況となっております。

それから、学校で飼育している動物の数でございますが、主なものについて申し上げますと、鶏が小学校12校で73羽、チャボが11校で63羽、ウサギが18校で63羽となっております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 村川四郎君。

○30番（村川四郎君） 情報企画課長、地名問題でこれまで不都合はなかったという報告でございましたけれども、では今現在例えば消防とか火事とか事故があった場合、どのような住所表示の報告がされているのか、答弁をお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 消防長。

○消防長（加藤侑作君） ご説明申し上げます。

119の関係でございますけれども、緊迫した状況でのやりとりでございますので、旧市町村名でなる場合がございますし、私どもの出動命令については旧市町村を地区という表現、例えば佐和田地区とかあるいは真野地区というような格好で出動命令をかけます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 村川四郎君。

○30番（村川四郎君） これは、合併前ですけれども、今消防長、旧市町村名をつけて現在は住所表示されているということだったのですけれども、合併前に、一、二年前に、きのう消防長から確認得たのですけれども、やはり旧市町村名をつけないで火事の現場の報告で畑野と相川を間違っって現場へ着いたときには消えていたという事例があって、そういうものも含めて今旧市町村名を必ずつけるということをしているのだと思います。多分これは災害の場合でも、火事の場合でも200以上ある字名を一瞬にして判断できる人はだれもいないのではないかと思います。

もう一つ、では今病院なんかのカルテの整理とかはどのような形で住所表示をされていると思われますか、おわかりでしたら答弁をお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 医療課長。

○医療課長（木村和彦君） ご説明いたします。

まだそこまで十分把握していませんので、後でお答えしたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 村川四郎君。

○30番（村川四郎君） これも私は確認したわけではないのですけれども、情報によると今までですと、例えば病院のカルテ整理とか統計をする場合に糖尿病の患者、相川で何人、小木で何人、胃がんの患者、小木で何人、畑野何人とか金井で何人とかいう形の整理をしていたわけですけれども、佐渡市になった場合にはその統計が非常に不便なので、相変わらず旧市町村名でやらないと、まず医療に従事する人たちが患者の顔もわかりにくいということで、住所を変えてないところが統計をするためにはということで、ほとんどカルテは旧市町村名でやっているところが多いというようなことも聞いています。そういうこともありますので、住所表示に関してはもう少し発言がない地域審議会が、私が報告受けたいろんな地域審議会の報告ではやはり意見が偏っているということもあるので、ぜひ地域審議委員の皆様方は少なくとも自分の周りの地域、自分が所属する団体等の方々意見を十分吸い上げて地域審議会に臨んでいただきたいと思ひます。

羽茂のJAS法表示違反の件ですけれども、先ほど情報企画課長が8月6日に県かどこかへ問い合わせたという回答を得たということなのですから、その後で、日にちがちょっと手帳を見なければわからないのですけれども、十何日か二十何日にJAS羽茂さんの2階会議室で県の担当の職員が来て説明会を開きました。農協関係の人30人いたか、40人いたか、私も参加させてもらったのですけれども、その中の説明では当分は違反にはならないけれども、1年先、2年先はわからない。何年ということは言えない。現在例えばコシヒカリの袋が、今ある袋を使う場合には問題ないけれども、その先はわからないという答えて、ではそれによって損害が生じた場合はどうしますかといった場合に、それに対する回答はありません。それで、参加した羽茂の農家の人たちは、全員が多分不満で帰られたのだと思ひます。

表示違反というのは、表示は表と裏に一体性がないといかぬということご承知と思ひます。これ現在新潟羽茂産のコシヒカリの袋、今ではここに羽茂産と載って、羽茂のところこういうマークがついていたのです。しかし、現在合併して羽茂という地名がつくところは羽茂本郷の一部だけです。まちのところだけです。しかし、農家の方々は大崎とか小泊とか飯岡とか大石とか、ほとんど周辺部なのです。ですから、今はやりの生産者の顔が見える、生産から消費者へということで、よく裏に生産者の住所が載ります。今

まででしたら、佐渡羽茂産コシヒカリ、生産者が佐渡郡羽茂町何々、羽茂町大崎、羽茂町飯岡という形で書けたのですけれども、今は羽茂産コシヒカリと表示はあっても、裏の住所表示に例えば佐渡市大崎、佐渡市飯岡となるわけです。そうした場合、これはその職員も明らかに一体感がないから違反、でもすぐには違反にならないということだったのです。だから、それはJAS法違反、しかしもし県とか国に問い合わせても、そこははっきりしないです。これを判断するのは消費者なのです。例えばO-157、カイワレ大根が原因ではないかとマスコミがぱっと一度載せただけで、後で幾ら総理大臣や何とか農林大臣がテレビの前でむしゃむしゃ、むしゃむしゃ食べて見せても、大丈夫ですよだって、もう消費者は戻ってきません。そのカイワレ大根の農家は、もうそれでは食っていけなくなるのです。ですから、仮によく記事を簡単に上げる新聞なんかもありますけれども、「羽茂産コシヒカリ、JAS法違反の疑い」というのがちらっともし載ったら、それでもアウトになります。これは、オーバーな表現かもわかりませんが、それに対する明確な回答がないです。この件に関して、どのように考えますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） お答えいたします。

そこまで厳密なやりとりというところはなかったわけでありまして、県の方の説明でも、私どもの方では当面は包装の関係では切りかえるまでの間は問題ないだろうということでありました。この後従来から使っている表示ということについては、一般的に知られている名称でも可能かということでありましたので、従来どおりの形で使っていっても差し支えないだろうというふうに解釈をさせていただいたわけですが、先ほど申されました風評に対する問題点と申しますか、そういったことにつきましてはまだ未知の部分ではありますし、それに対する影響というものがどのようなものであるかということについては、今はかりかねておるところであります。

○議長（浜口鶴蔵君） 村川四郎君。

○30番（村川四郎君） 地名を守るということは、ブランドを守る、ブランドをつくるということにつながっているわけです。ですから、今現在佐渡にはJAが二つありますけれども、JA羽茂はJA佐渡とは合併せずに頑張っているわけです。その頑張りの姿が羽茂産コシヒカリでもあり、まるはの柿でもあるわけです。台風災害の数字を見られた方で、ある議員が質問したときに数字の間違いではないかと、米のキロ単位の単価が違うということを言って、私はすぐわかったのですけれども、行政側からも担当者説明なかった、調べます、キロ当たりの単価313円と333円だったですか、キロ20円、羽茂産コシヒカリの方が佐渡コシヒカリより高いのです。また、まるはの柿はまるさの柿よりもキロ200円以上高いです。そして、羽茂牛もきのうマツヤさんに行ってちょっと調べたのですけれども、それは佐渡牛にも関係するのですけれども、佐渡牛は今月は入る予定がありませんということだったのですけれども、出た場合、羽茂牛と佐渡牛では値段が、そのときの相場にもよりますけれども、同時に出れば多分高いでしょう。ルレクチェも昨年羽茂でつくったルレクチェのある農家の方は全国ナンバーワンの金賞に輝いています。それは、多分羽茂という地名で頑張っているという要素も非常に多いと思うのです。もし例えば地域、地域の競争がなければ国と国の競争もないし、多分オリンピックで金メダルも争うということもないと思います。ですから、そういう面でもぜひこの地域の名前、そして今回羽茂地域においては、もうこれ以上審議をすることは何も残っていないと思います。議会でも議決して請願を出し、最初の審議会で全会一致で地名を全地域

につけようというふうに決まったわけですから、それをもし羽茂だけ先につけることによってどれだけの負担があるのか、財政的な面、予算的なものがわかりましたらお答えをお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） それでは、お答えをいたします。

今地名の関係で旧羽茂町に対して旧市町村名つけるということになりますと、具体的にその金額というものははじいてないわけでありましたが、旧新穂村さんでやった例がございますので、その例見ますと約870万の予算を組んでおります。そのうち電算経費が300万ということでありまして、おおむねその程度の金額はかかるだろうというふうに見込んでおります。ただ、そのほかに条例改正が必要になってきます。26件ほどあったわけでありまして、公共施設の位置の設置条例等の関係であります。それらの条例の改正の必要性があるということでありまして。

それから、全体でやった場合と単独でやった場合についてどうかということでありまして、金額的なことについては特段の差はないだろうというふうに見込んでおります。ただ全体でこの地名の問題については解決といいますか、上程をした方がいいのではないかなという一番の理由といたしましては、佐渡市として一体的な形の中で地名問題については進めていきたい、対応していきたいというふうに考えております。ある地区では、例えば羽茂地区では12月の議会を変えました。その他の地区、今協議をされている地区のことではありますが、その地区では3月で変えましたということになりますと、一括して対応していかなければならないような業界の方々や、あるいは市の内部の行政の関係の中でもいささかの混乱が起きるのではないかなということをお慮をしております。しかしながら、今ほどそういったご提案等もございましたし、本当に単独でやった場合にどのような問題が出るのかどうかについては、今後さらに検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 村川四郎君。

○30番（村川四郎君） ここに佐渡市の字の一覧表がありますがけれども、病院とか宅配業者も覚える気はしないという回答で、特に宅配業者、パートでやっているような人たちは大変混雑しているということもあります。羽茂の場合には、先ほどのような事情もありますので、できるだけ今一生懸命頑張っている農家の方々の生産意欲をそがないためにも前向きな検討をお願いしたいと思います。

時間もありませんので、6月議会では佐渡は淡路島のような畜産王国を目指してほしいという例を述べましたけれども、もっと頑張っておる非常に小さな島がありましたので、これを紹介させていただいて、私の一般質問を終わりたいと思います。

沖縄のはるか海上500キロか600キロ向こうになるのですか、石垣島、竹富島からさらに船で30分ほど行ったところに黒島という小さな島がございます。ご存じの方も多いかもわかりませんが、有名ですので。小木半島、小木町は25平方キロですけれども、その2分の1以下、10平方キロしかありません。ランニングするにも不十分なような感じのする島なのですけれども、この島人口約200人、牛の頭数は現在、きのう竹富役場で調べましたら3,027頭います。毎年というか、去年は1,335頭の肉牛を出荷して約5億円近い売り上げがあると。佐渡汽船の運賃云々の問題がよく出ますけれども、ここの航路は2時間20分にしているというところなのでしょうけれども、黒島から運ぶのは沖縄の本島です。10時間以上かかるわけです。牛市は3,000頭いますので、1カ月置き、年6回、佐渡は3回ですけれども、畜産農家、世帯数125軒

のうち畜産農家が62軒もございます。しかし、ここはほかのダイビングの観光業者も、それから漁師も住んでいるそうです。人口頭に換算すると1人15頭、畜産農家1軒にすると約50頭飼っているということになって、牛の売り上げだけで200人の人口割ですと250万、畜産農家1軒にすると800万円ということで、牛の単価も佐渡ほど高くはないです。非常に雑な飼い方していますので、私が心配したのは、これだけ牛がおったら牛ふんだらけになるのではないかと思って問い合わせましたら、外へ出しているのですかと言ったら、出していません。全部牧草地と農作物に使っていますと、そういうことで全然問題ありませんと、海も非常にきれいですと、ぜひ来ていただきたいと。最初の受け付けの電話に出た竹富町役場の女性の声が非常に東京のハイセンスの女性と話しているような感覚を受けましたので、もうちょっと近いところだったらぜひ行ってみたいなど、あんなきれいな言葉を、佐渡弁というか、何かそういうのでしゃべってくれるかなと思ったのですけれども、こっちがちょっとびっくりするほどきれいな言葉でしゃべられていました。

ですから、そういうことから見ると、佐渡は本当にいろんな面で可能性がございます。もう一度特区も始め、議会の我々も一生懸命産業再生に頑張りたいと思いますので、どうか皆さん佐渡市のために前向きな行動をよろしく願いしまして、私の一般質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で村川四郎君の一般質問は終わりました。

ここで休憩いたします。

午前11時24分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、小田純一君の一般質問を許します。

小田純一君。

〔15番 小田純一君登壇〕

○15番（小田純一君） 議長のお許しをいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

初めに、今回の台風の被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、本日国会議員の皆さんが被害調査においでになったということで、市長、議長、副議長、それぞれの立場からお会いしてきたようでございますので、後で被災者の皆さんに喜ぶようなご報告がいただければ幸いですというふうに思います。

それでは、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。初めに、国営・県営総合土地改良事業についてお尋ねします。この事業は、昭和57年の地区調査から始まりまして、小倉ダム、外山ダム、梅津川ダム建設によって全島的に大規模なかんがい排水事業をするというものでありました。梅津川ダムのダムサイトにおける大規模な地すべりの発生によって建設が中止をされる、あるいはその後の農業情勢の急激な変化に伴って事業に対する農家の意識の変化等もあり、受益面積がこの間二転三転をする。現在計画見直しによる新たな変更計画が策定されているというふうに思います。

受益面積の変化の面で見ますと、当初4,660ヘクタールでスタートしたわけですが、平成12年の農家説明の見直し数字は3,250ヘクタール、1年後の13年の5月時点では2,680ヘクタール、そして本年度

取りまとめた計画面積は、小倉ダムがかりの国仲エリア1,590ヘクタール、外山ダムがかりの南部エリアが960ヘクタール、合計で2,550ヘクタールと伺っています。当初計画に対しましては、2,110ヘクタールのマイナス、計画比54.7%でありまして、合併直前の自治体別の状況を見ますと当初491ヘクタールの計画のあった相川、佐和田地区からの事業の完全撤退、梅津川ダムの中止に伴う両津地区の810ヘクタールから50ヘクタールへの大幅な計画変更、計画比、金井地区90.1%、新穂地区47.2%、畑野地区78.7%、真野地区51.5%、小木地区45.9%、羽茂地区121%、赤泊地区43%という当初計画比でありまして、計画にプラスとなった羽茂、減少面積の少ない畑野、金井を除いて、各地区とも大幅な減少となっています。また、この面積には外山ダムの建設計画の見直しによって、13年度の取りまとめたときの数字に比して真野、小木、羽茂それぞれの受益面積が増加をしているという特徴的な内容が含まれています。

以上のような状況から考えたときに、この事業を起こした原点を考えますと、このように対象面積が半減をし、しかも当初計画のメインとも言える地域の事業からの大幅な後退、これは現在の農業環境の厳しさ、農家意識の変化を考慮したとしても、当初計画に対する大変大きな疑問と不信を抱かざるを得ません。計画当初から、費用対効果の面からも疑問符のつく年間農業生産高の10倍に当たる1,500億円の事業資本を投下する。佐渡地域の零細農業の実態とかけ離れた計画への不安や反対の農家の声がある中で、大型公共事業全盛期の時代とはいえ、政治的な思惑が先行して合併前の自治体間における多少の温度差はありましたけれども、すべての地域で行政主導で進められてきたという経過からも、今回の大幅な計画変更に対する行政の責任、合併後に問題解決を先送りしてきた行政姿勢というのは、農家の不信感と再同意に対する慎重な姿勢を生む要因となると考えます。

また、合併協議と重なったとはいえ、平成12年の農家説明以後13年の計画見直しを含めて今日まで経過に対する説明責任を果たしていないということを考えますと、今後の事業推進に対する行政の責任は私は大変重いものがあると考えています。そこで、まず最初に事業推進に対する行政の責任について市長の考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

2点目に、今日的段階で計画をされています国営、県営、団体営それぞれの事業費及び地元負担額についてお尋ねをします。まだ計画が確定をしていないということであれば、予測数字をお願いをします。

3点目に、国営・県営総合土地改良基金についてお伺いをします。この基金残高は、平成15年度末現在旧各自治体でそれぞれ積み立てをしているところでありまして、畑野町が約1億2,000万、真野町が1億7,000万、旧小木町ですが、3,900万、羽茂が2,500万、赤泊が4億6,800万、合計で8億2,600万余りの基金が積み立てられております。相川、佐和田、両津、金井、新穂は、これは基金積み立てがありませんでした。こういうふうに見ますと、合併前自治体間に積み立て額に大きな違いがありますから、またこの基金のそれぞれの旧町村における積み立て目的からも、これは旧自治体がこの事業及び関連する事業経費として充当することが妥当というふうに思われますが、このことについていかがお考えでしょうか。

4点目に、小倉、外山ダム地域の差等賦課について、平成12年佐渡地区推進協議会で協議、承認をされた事項は今後も遵守されるものというふうを考えておりますが、いかがでしょうか。これは、「他町村に排水するダム建設をする河川流域の受益地を有する市町村に対し、今後の水源開発適地の喪失に対する補償的意味合いと水源地の提供に対する協力を要請する立場に立って、当該市町村の該当受益を対象として維持管理費負担を軽減をすることとする。維持管理負担の軽減額は標準維持管理費の5%相当とし」とい

う中身になっております。

5点目に、小倉ダムかかりについては17年に試験貯水、18年に供用開始と、こういうふう聞いております。ダムが完成間近になった現在でも受益対象地域が発表しないという異例の状況となっております。当然計画変更について、農家説明と周知、そして計画変更されたわけでありますから、個別農家の意思確認が急務と考えられますが、その日程についてお尋ねをします。

6点目に、受益対象地域は、事業計画推進時の水系単位全域加入による原則を今後も堅持すべきと、このように考えますが、いかがお考えですか。

7点目に、ダム周辺整備事業についてお尋ねをします。小倉ダム建設に当たって、地元住民の集落の理解、協力を求めるためにダム周辺整備事業というのが計画をされて、合併前に旧畑野町の行政と地元住民による検討委員会により整備計画案が策定をされてやってきたところであります。ダム建設地周辺は、かつてトキの営巣地にも近く、今回の佐渡百選にも指定された島の棚田の風景を代表する小倉の千枚田、紅葉山公園というものが近くにありまして、地域では島内最大のダム湖をメインとした周辺整備等新たな観光拠点づくりというもので地域の活性化をしたいという期待がされておるところであります。計画の内容についての説明は不要ですが、今後の事業推進どのようになっているかということについてお尋ねをします。

また、トキの野生復帰を目指すNPOの皆さんが中心となって、失われつつある千枚田の復帰に取り組んだり、NT21が企画をした有機米づくりの都市住民との体験交流というものを受け入れるというふうな活動が進んでおります。特に千枚田の復活については、機械が全く使えず、人力を頼るところから、この荒廃した農地を復帰するには大変な困難があるというふう聞いています。周辺整備計画と絡めて、市としても積極的な支援が必要と思いますが、いかがお考えですか。

8点目に、外山ダムがかりの受益面積についてお尋ねをします。先ほど触れましたように、13年度の取りまとめ面積に比較しますと、真野地区が102ヘクタール、小木地区が109ヘクタール、羽茂地区が150ヘクタール、合計で360ヘクタール、全体の外山ダムがかりの計画面積の37.5%が13年度以降、今回のところで増加しています。その中には、26%にわたる250ヘクタールの畑が含まれています。今大変厳しい農業環境の中で、12年、13年と大幅な減少傾向にあったところが一転をして増加をしてきたと、この要因と、もしその際に団体営の工事費の問題あるいは維持管理費について、農家負担の説明をどのようにされていたのか、もし把握をされているようでしたらお聞かせをいただきたいと思っております。

次に、佐渡農業水田ビジョンについて何点かお尋ねをします。平成22年を目標年次として規模拡大により低米価に耐えられる農業者づくりと、そのために担い手への農地の集積を進める行動改革、そして市場重視の需給調整、国の役割を米政策から撤退をさせるということを柱とした米の政策大綱に基づいて、市の政策としての佐渡水田農業ビジョンが作成をされています。この農業ビジョンの中で数字を拾い出しますと、佐渡農業の実態の特徴は農家戸数が8,663戸のうち専業農家の占める比率が19.2%、第1種兼業が13%であって、圧倒的に多いのは第2種兼業67.8%であります。米の販売数量2万2,000トンに占める第2種兼業農家の割合も、これまた68%であります。農家人口に占める65歳以上の比率は35%、実態的にはこの年齢層が農業の担い手になっていると思っております。全体の島内の数字は抑えておりませんが、畑野地区に限った認定農業者に占める60歳以上の割合が約30%、50歳以上も含めると60%が認定農業者の中

の50代以上の数字と、こういうことになっています。こういうふうにあらわれた数字から考えますと、国の進めている認定農業者に農地を集積をして大規模な農家を多くつくる、こういう急激な農地集積政策というものに傾斜をしないで、集落のコミュニティー機能の維持の立場からも、兼業農家や高齢者農家も構成員とした集落における協業体づくり、このものを並行して進めていこうというのがビジョンの目指す方向と読み取っております、この考え方には共感をできるところであります。

そこで、1点目として、担い手育成についてお尋ねをします。法人としての集落営農組織、18年度までに32集落、22年最終目標は66集落、現在は1集落ということになっておりますが、これを実効あるものとするには、いわゆる1年以内に即法人化を目指す組織をつくるということではなくて、個別大規模経営をしている農家を除く集落の共同作業、共同利用、あるいは近隣集落からの受託作業というものをすることのできる緩やかな協業体の組織づくりから支援のスタートをするべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

また、担い手の育成支援策として、市単独の補助制度の検討をいただきたいと思います。現在県の補助制度幾つかありますけれども、先ほど数字を挙げました佐渡農業の置かれている経営実態からは大変ハードルが高過ぎまして、利用が難しいという現実があります。要件の緩和を行って、県単制度資金対象となった場合の市の補助率10%というものを上限とする市単独の補助制度が必要と思われませんが、いかがお考えでしょうか。

次に、産地づくり交付金の市単独助成についてお尋ねをします。このことにつきましては、合併前の旧自治体間にその自治体の産業構造における多分農業の占める比重と影響力というものによると思われませんが、大きな違いがあります。当然17年度は、市として統一を図ることになると思いますが、基本的な方針についてお尋ねをします。

3点目に、担い手に対する生産調整の傾斜配分というものを検討されているかどうか。されているとすれば、その内容についてお尋ねをします。

次に、台風被害対策についてお尋ねをします。かつてを見ない今回の台風被害、多くの同僚議員も質問をしておるとおり、島民生活や島の経済に大打撃を与えてきております。改めて佐渡における農林水産業の果たしてきた大きな役割というものが再認識をされるところであります。農業生産額の3分の2を占める米について考えますと、これからコシヒカリの検査が始まりますが、収量の大幅な減収に比べて品質の低下による減収というダブルパンチが予測をされるところでありますから、今後被害額はさらに膨らんでくると思います。そういう意味では、今までさまざまな形で島内の経済を潤していた1次産業の減収というのは、これから徐々に島内全体の経済に悪影響としてあらわれてくるのではないかと。

公的資金の投入については、今日までの同僚議員への回答によって、制約や限界というものがあるということについては十分に理解をしておりますが、ぜひ被害に遭った方々の希望を持てるような最大限の政策支援、次年度以降の第1次産業の基盤強化策というものを検討をいただきたいと思います。この項については、今までの同僚議員の質問とダブると思えますから、回答が。この部分についての回答は結構でございます。ただ災害対策本部を設置するまでの市の取り組みの経過、設置後の支所との連携をどのように進めてきたか、このことについてお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 小田純一君の一般質問に対する答弁を許します。

野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、小田議員の質問にお答えしたいというふうに思います。

最初に、国営・県営総合土地改良事業の変更計画と今後の推進についてでございますが、ご承知のとおり本事業は佐渡地域の基幹産業である農業基盤の整備を図るものでありまして、用排水改良等を行い、農業用水の安定的確保等生産の向上と農業経営の安定化を図る目的で、平成3年度から事業着工されているわけでありまして、議員もおっしゃられた予定で、ダムも着々と建築が進んでおるわけでございます。当初計画ではダムが3カ所、用水面積で4,661ヘクタールで計画されておりましたが、その後農業情勢も大きく変わった中で、一部地すべり等もありまして2カ所になり、受益面積も2,500ヘクタールに減少しまして、一部地区では別途事業による国営ダム以外の分散水源で対応することも含めて計画変更作業が進められているところでございます。

事業総額及び地元負担額についてのお問い合わせがございましたが、我々も小倉ダムが次第に形を整えていく中で、それぞれ県、国に対しまして事業総額早く出してほしいということをお願いしていたところでありますが、今回まだ大まかではあります、分散水源も入れて約850から900億円、ダムが一つなくなったこともありまして、そういう数字が出てきました。地元負担額は約七、八十億の範囲に入るだろうと試算されております。団体営の事業パイプラインにつきましては、今後地元負担の軽減を図るために、これらの金額を中山間地域の総合整備事業等に組み入れると、あるいは高率の補助事業で対応するように関係機関と努力をしてみたいというふうに思っております。

また、お問い合わせの中にありました地元負担金のうち、市や農家の負担割合につきましても大きな課題であります。現在詰めておりますが、議員もおっしゃられたような農業情勢をめぐる後継者問題等に緊迫した状態の中、あるいは将来食物エネルギーの需給率がこのような低い状態であることを考え、かつ人口もまだ世界的に爆発的な状態が終息していないということも考えまして、我々将来の問題も含めて農家の負担を限りなく小さくできるように作業を進めているところでございます。時期を見てご提案をさせていただきたいというふうに思います。

次に、旧町村で積み上げられておりました基金の取り扱いにつきましては、佐渡地区の推進協議会では積み立てた旧町村の関係事業にできるだけ充てるという方向で、その使い道を考えるということで話が進んでおります。差等賦課につきましても、佐渡地区の推進協議会で承認された事項は遵守するという方向で考えられておりますので、またご協議をいただきたいということでございます。ただ、ここまでくるときになかなか説明できなかった行政の責任について、いかぬということでもございます。確かにこの過程については、これから課長に説明させますが、長くご説明できなかったことについては行政としての責任を十分感じておるところであります。

意思確認の問題につきましては、計画変更案がまとまり、農家負担等について説明できるようになった段階で、佐渡地区推進協議会及び各支所管内の地区推進協議会を経て法手続に入る前に、土地改良区の総代会等で説明する等の方法で、各農家への計画変更案の概要をお知らせしたいというふうに考えているわけでございます。

それから、全域加入の問題をお問い合わせありました。その過程につきましては、課長の方からちょっと説明させます。

それから、受益対象地域についてちょっとご説明しておきます。国営事業の受益対象地域でございますけれども、計画変更後の地区別の受益面積は、両津が50ヘクタール、金井が850ヘクタール……これはさつき議員がおっしゃられましたね。失礼しました。

それでは、小倉ダムのダム周辺整備事業につきまして、ご説明します。畑野地区におきましては、中山間の総合整備事業を平成17年度に採択していただくということで申請しているところでもありますけれども、この事業は旧畑野町当時に計画されたものでありまして、その事業の中に小倉ダムの交流広場構想というのが計画の中に入っております。交流広場整備に1万平米、駐車場その他整備5,000平米で、修景施設や休憩施設が予定されております。この用地は、国営事業において借地している土地の一部を買収して設置するということになっております。

それから、畑地その他で、最後になって受益面積がふえたという件のお問い合わせがございました。この過程は、課長の方から説明させたいというふうに思います。

それから、担い手育成についてお問い合わせがございました。若林議員の質問でもお答えしたところがありますが、高齢化が進んだ佐渡においては担い手の確保が最重要課題となっております。地域農業を支える意思が明確で、経営改善意欲のある農業者を認定農業者として認定しております。認定されますと低金利で、農業制度資金の借入れや平成16年度から始まった米政策改革の所得補償制度加入が一定要件のもとに加入になるわけでございます。また、生産組織につきましても、組織経営体への発展母体として重要な位置づけを持っておりまして、農作業受委託の促進を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を考えておるわけであります。

新規就農につきましては、佐渡に政策基盤を持つ青年就農者を自家での農業実践と合わせて関係機関や先導的な経営体への研修により、農業経営者としての資質の向上を図っておりますし、佐渡に生産基盤を持たない新規参入者につきましては、農業公社や先進的な経営体での農業実践とともに関係機関による研修により担い手としての育成を図っているところでございます。

ここで担い手育成に関して個別大規模農業者を除く共同作業や受託を進めるべきかどうかというお話だったと思いますが、これにつきましても内容につきましてちょっと課長の方から説明させます。

市単独でこれに対する補助は考えられているかということは、その準備の段階を課長の方から説明させます。

水田農業ビジョン産地づくり推進交付金に関する市単独助成については、各支所で事業予算を持っております。事業費については、各支所とも事業内容、対象となる耕地面積、対象となる農家戸数等違いますので、同額ではございません。内容につきましては、各支所とも合併前から取り組んでいる事業を継続して実施しておるところであります。その中でも効率的な生産体制が確立されるとともに、担い手の育成が図られる大豆、ソバ等の団地化事業につきましては、ほとんどの支所が地区内で生産組織等と連携して力を入れて取り組んでいるところであります。その他には、各農家を対象に転作作物への助成、各集落、農家組合を対象に産地づくり対策の地域内の調整推進事務費助成等が主な内容でございます。

それから、担い手に対する傾斜配分についてのお問い合わせがございました。平成16年度の米の生産目

標数量は、合併前の旧市町村に配分されました。そのことから、農家への配分についても旧市町村の配分方法で佐渡農業共済組合や佐渡統計・情報センターの単収値をもとに、水田農業確立推進協議会の承認を受けて配分することになりました。このことから、平成16年産米の担い手に対する傾斜配分につきましては、旧市町村、関係機関等の調整がとられておらず、実践はしておりません。なお、今後につきましては県からの生産目標数量配分要素の中にも担い手の割合は徐々に拡大されております。また、数年後はJA自らが生産調整に取り組み、市町村の行っているほとんどの仕事はJAに係ることになります。このことから、各関係機関は連携し、認定農業者、農業生産組織、女性農業者等の担い手を明確にし、育成の将来方向等を定め、進めていかなければならないというふうに検討しておるところでございます。

農漁業の被害者の支援につきまして、これは先ほども前のお答えにありましたので、大まかはそのちの方へと思いますが、災害対策本部の設置と支所の関係について、これにつきましてはきょう助役がおりませんが、課長の方から説明させたいというふうに思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 補足答弁を許します。

農林水産課長。

○農林水産課長（斉藤 博君） ご質問にお答えいたします。

今ほど市長の方から答弁していただいたものとダブる点もあるかと思えますし、たくさんのご質問いただきましたので、抜けている点があったら、また後でお願いしたいと思います。まず1点は、農家説明等の周知と意思確認ということがありましたが、それについては今ほど市長の方からもお話しいただきましたが、計画変更の段階ではぼ煮詰まりましたので、この後担当者及び関係団体と会合を持ちまして、今年度中に説明に入らせていただきます。その後は、面積等確実に確認できました時点で、また印鑑をいただきに上がる状態になろうかと思えますので、よろしくお願いたします。

それと、外山ダムが単独になって面積がふえた点がありましたが、これは当初は小倉ダムと外山ダムを一本でつなぎまして、それで全体の面積が国営の事業でいきますと500ヘクタール以上必要ということで、その関係で外山ダム単独になりましたので、できるだけ南部地区、真野の一部もお願いしまして面積をふやしていただきたいということで、関係者をお願いしまして、旧市町村、今の支所で面積を確認をしていただいた面積でございます。その関係で、当初よりもふえているわけでございます。

それと、個別、大規模農家を除く集落の機械の共同利用や共同作業、集落や近隣集落の受託作業から始まり、緩やかな協業組織体づくりの支援をスタートすべきですが、いかがですかということありましたが、ビジョンの中ではできるだけ補助事業を利用したような関係、あるいは関係機関の指導をいただきながらビジョンをつくってございまして、これぐらいの人たちにビジョンの中では組織体をつくっていただきたいというような期待を込めた数字が、後の方では幾つか入っております。基本的には、補助事業をいただいて組織体をつくっていきたいということが基本でございます。

それと、県単制度の資金の中で市の補助率は10%を上限として実施しておりますが、市単独の補助率については今のこの資金制度の中にはございません。

それと、産地づくり交付金の市単独についても、今旧市町村でことしのところは非常に単価が違っております。事業の整理、それから各農作物の種目についても単価が統一がされておられません。そのような関係で、当然国仲地域とか中山間の地域がございまして、その中で統一した単価をこの後担当者と相談し

ながら各支所の中で調整して進めていきたいということ、今現在のところはこの後進めていくということで、確定しておりません。

以上でございます。まだ何か抜けておるのがございましたら、それと災害対策本部についての関係でございますが、きょうも国会議員の先生に要請書を出させていただいたわけでございますが、8月の19日の夜半から20日かけて台風15号が通過しまして、その被害が当初漁港関係が非常に被害を受けた、水稻の被害についても相川地区の方から20日の朝被害があるということは聞いたわけなのですが、その中で漁港、漁船関係が非常にたくさんの被害を受けているということで、20日の日に市長始め現地を確認させていただきまして、21日の日に関係機関、被害状況の把握にすべて全島各支所単位で分けて回っていただきました。それを踏まえまして、情報センター、県振興局、それからその他の関係機関、農林水産課で被害状況をまとめた25日現在で被害額が十数億に上るということで、それではこのままではということで、農作物対策本部を立ち上げるべきではないかということで、8月26日の日に対策会議を持ちまして、27日に対策本部を立ち上げましょうということに決定しまして、27日の10時から対策本部を立ち上げさせていただきました。そのときの被害額が、水稻の被害が約12億、果樹が2億ということで、約14億ぐらいの被害でございました。その後水稻の方の被害が徐々に出てきてまして、それにつきましては各支所をお願いしまして把握してまとめたものを1週間ごとに集計して今現在に至っておる総額で、水稻被害で約36億、先ほどのお話にもありましたが、すってみないとわからない、あるいはこれ以上の被害が出るのではなかろうかと心配もされておるようですが、それと果樹被害につきましては15号、16号、それから9月8日未明の18号も含めまして総額で約5億円ぐらいの被害額になっております。

それで、対策本部の組織でございますが、本部長に市長、副本部長にJ A佐渡農協の組合長さん、それからJ Aの羽茂組合長さんをお願いしまして、あとは佐渡地域振興局、それから農業共済組合、それから佐渡市農業委員会、それとJ A佐渡の各支店、それから佐渡市の本庁、各支所が一緒になって対策本部をつくっております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 小田純一君。

○15番（小田純一君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、ダムの関係で、いわゆる地元負担額が70億から80億という説明がありました。これは、中に国営、県営それぞれ負担率も違いますし、償還方法も違ってくる。この分については、いわゆる自治体負担ということは、当初から確認をされているわけですが、問題は団体営と、それから施設維持管理費だと思っております。市長のお答えの中で、できるだけ農家負担を少なくするために努力をするということでありました。それぞれの旧自治体間では、団体営について、地元負担、農家負担がゼロというところが3町村ありますし、計算は団体営の補助率27.5で計算されておるようですから、その27.5を全額に近い部分を農家負担と、こういうふうにはばばらでありまして、ここのところがこれからの検討の中で十分な配慮をしていただかなければならないところだと私は考えています。というのは、団体営について既に12年の農家説明の際に、団体営部分については全額地元の町が負担をするという説明をしたところもあるわけでありまして、ですからそこらあたりのことを十分に承知をしながら、これはやっぱり進めていってもらわないといけないだろうと、特にゼロでということ考えられておられる金井、畑野、それから小木というのが団体営につい

ては農家負担ゼロなのですが、この面積は旧の3町村合わせますと1,510ヘクタール、全体計画の60%であります。それから、小倉ダムがかりということであれば、畑野と金井の受益面積は1,380ヘクタールで、実に小倉ダムかかりの86.8%にわたる地域について、やっぱり旧自治体のときに農家負担について軽減をするという説明がされているとすれば、このことについては配慮をしていただかなければならないことではないか、一つ思います。

同時に、維持管理費の問題についてであります。これまた合併前の自治体で債務負担行為の議会議決をして、3分の2町、3分の1農家負担と、こういうふうに行っているところもありますし、地元説明の中でそういう話をしているところもあるようであります。これまた、それぞれの旧自治体によってばらばらになっているということでもあります。当時10アール当たり3,300円ぐらいの維持費がかかると、こういう説明の中での今の負担割合についての農家に対する説明でありましたから、このことについてはぜひ市長の方もこれからの中で、これは市の財政に直結するわけですが、十分に配慮しながら、このことを尊重するという立場でやっぱり進めていっていただきたい。なぜそういうことを申し上げるかといいますと、先ほど申し上げましたように、ダムの計画については二転三転をして、ひどいときは12年に説明したのと13年に説明したときは全く違うという、大幅に変わっているというのがありました。ですから、農家のこの問題に対する行政のといいますか、進めていく推進体に対する不信感というのが大変根強いわけです。ですから、ここで約束をした、確認をした、農家説明をした、そのことが全く財政事情によって守られないということであると、次の質問一緒にやりますけれども、いわゆる同意です。再同意が必要だということになるわけです。再同意の際に、まさに計画変更のまず了承してもらって、そして今言った農家負担も含めて、地元負担分についてこれ了解してもらわないとなかなか同意が得られないだろうと、こんなふうに思いますので、そういう意味では再同意ということを経験した場合も十分な尊重をするということがまず一つ必要だろう。

それから、いわゆる集落説明について先ほどお伺いしましたが、これはやっぱり土地改良区の総代会等というのが入っていますが、等というのにはいろんなのがあるのだかと思えますけれども、これは私はこれだけ大きな計画変更があるというときには、土地改良区の総代会等にいろんな含みがあると言えば別ですけれども、素直にこれだけではいけないだろうと、いわゆる一番最初の同意をもらうときに自治体が先頭に立って集落、農家を説明をして同意をもらう。多分あのときは区という一つの組織を使いながら、私はやったと思った記憶があります、そういうところもあったようです。ですから、そういう意味ではやはりこれはぜひ自治体の方もこの説明のところには出かけていただいて、きっちりとした詳しい説明が要るというふうに思っています。そのことについて、まず市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 野市長。

○市長（野宏一郎君） ただいま質問のありました農家負担の問題でございますが、確かに既に旧市町村によって違う返事をしておりますので、これは前へ進めるとすると、議員がおっしゃられた問題をクリアしないとなかなかいかないだろうと、それから同意徴集のこれからの作業につきましては、今までやはり行政主導でやってきたという事実もございます。そういう意味で、行政が中に入るらざるを得ないだろうというふうに考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 小田純一君。

○15番（小田純一君） 今市長のお答えを聞きまして、そういう意味では安心をしたわけでありまして。なぜかといいますと、私は今回の質問項目にありませんが、今回の一般質問の多くの同僚議員の皆さんが建設計画というものの見直しというものを求めて質問がありまして、それに対する市長答弁というものを伺いをしてきたわけでありまして。これは、今回のダム計画とある意味では共通しておるのでありまして、ダム計画というのは10年、ある意味では平成3年から始まったわけですから、五、六年ぐらいしてから先がおかしくなった。大幅な計画変更をしなければならない。市町村の合併後の建設計画については、これが6カ月という本当に短いときに見直しをしなければならないという計画だと、そういう意味では最初の計画が破綻といいますか、最初の計画の見直しを進めなければならない状況になったのが10年近くたってからなのか、6カ月だったのか、これくらいの差でありまして、いわゆる市民あるいは農家というそれぞれの立場で受け取りますと、最初に行政が約束をしたこと、そのことが今まではいとも簡単に変わられていくということについての私は不信感というものがあったらと思うのです。そういう意味では、例えば新市建設計画で言えば見直しをする、これは当然その勇気も必要だと思いますし、やらなければならないということもあるでしょうが、しかしそうだとすればいわゆる10人の市長の調印行為、この調印行為の責任の重さというのでしょうか、そのことは何だったのだろうか。当然調印行為をするまでに当たっては議会があり、住民に対する説明があったのでありますから、ぜひダムの問題も含めてやはりこれから行政を執行する立場からすれば説明責任、そしていわゆるなぜそうしなければならないのかということについてきちんとした行政側の対応というのが、私は進めてきた立場から求められるのではないかと。合併もやはり私は同じ、しかりだと思います。そうでなければ、市民の大変市政に対する不信感というものが払拭をされないのではないかと、そんなふうに思います。

今の市長の答弁は、少なくともダム建設に関しては今まで積み上げてきたものについて十分尊重しながら進めていくと、こういうご答弁というふうに受け取っておりますので、そういう意味での不信感というものは払拭をされてくるだろうと思いますけれども、やはりこの間の議論を聞いてそんなふうには私は感じましたし、これはまさに進めてきた市長の責任というようなことを申し上げているのではなくて、実態的には議会議員として当時私も新市の合併について賛成をした、そういう議員の立場からもいわゆる市民に対する責任なり、そのことに対するけじめなり、反省なりということについて、きちっと説明をしながら理解をしてもらわなければならないなど、こんなふうに考えています。これは、ダムの問題ということではなくて、そこまでいったことについては質問の中にはなかったのですけれども、ぜひこれから行政を執行する立場として、今言った市民との約束事に対しての責任の重さということについては、十分踏まえて対応をしていただきたいということをお願いをしたいと思います。

それから、受益対象地をなぜ私は水系単位全域加入の原則をここで確認した方がいいですよと、こう申し上げたのは何かといいますと、これは再調印のときにいずれにしても、極端に言いますと地区外希望などというものが多く出たら困るだろうと、こういう考え方があります。ですから、水系単位で全員加入するのですよということを進めてきて、地区外にしてほしいという、私自身当時私も農林省に対して地域外にしてほしいと申請を出しました。しかし、それは返ってきた言葉が、実はこの事業は水系単位全域加入というもので基準にしながらやっているのだから、その水系である限り地区外ということには認められないと、こういう回答返ってきたわけでありまして、ですからそういう意味ではこの原則だけはぜひ

確認をして進めていただかないと、ここへ来てまた再調印のときに大幅に減少するという可能性があると思うものですから、これはぜひそのことを確認しながらこれから進めていっていただきたいというふうに思います。

外山ダムの関係につきましては、そういうご努力を関係自治体がされたという言葉そのまま受け取っておきたいと思います。中身についてよくわかりませんが、ただそのときに例えば先ほど言いましたような維持費の問題、あるいは団体営のいわゆるその負担の問題について、一番最初の三つのダムのとおり同じように、ある意味では農家負担について十分な配慮がされるというふうなことを前提にして、もし同意がというふうな声があったとすれば、これは今までの小倉ダムや今まで進めてたダム計画のことがもう少し先へ行ったらまた繰り返されるということになってはならないと思うから、今言ったことでちょっと確認をさせてもらいましたが、課長答弁をそのまま受け取りたいというふうに思います。この後混乱がないということで受け取っておきます。

それから次に、ダムのことは置きまして、担い手の関係について質問をします。まず、認定農業者を中心にしてというのは、これはわかるのですけれども、本来的には課長も十分ご存じだと思いますが、認定農業者制度が発足した当時の歴史がありまして、いわば数の拡大というところに重点を置いた歴史があった。ですから、今認定農業者数が水田農業ビジョンの中に出されておりますけれども、実際先ほど私が申し上げましたように、認定農業者としての担い手の要件を満たさない認定農業者もいるということについては十分に考えながら、これから作業を進めていっていただかなければならぬだろう、こう思います。

そこで、集落営農、実は6月議会のときにもちょっとこだわったのでありますが、集落営農というのは先ほど市長もお答えの中にもありましたけれども、一つは米価の下落に対して稲作所得基盤加工対策というものが平成20年で打ち切られた後、それに対する対応には担い手安定対策の対象となる、いわば認定農業者中心にした大規模農家と集落営農する法人化された集落を拡大する以外ないと、このところで何とか歯どめをかけたい。もう一つは、佐渡の今まで食や農業、環境と、こういうものを守るために重要な役割を担ってきた人たちなのです。ですから、そういう人たちが国の言っているように、もうあんた方の用事は終わりました、ここでという、切り捨てるという、こういうことに私はならないだろうと、少なくともそういう人たちを守っていく、そのことは佐渡の中における農業や集落を守ることにつながるのではないかと、そういう意味でいわゆる5年以内に法人化計画のある集落営農体というものに、いつでも切りかえることのできる協業体づくりというものをこれから必死になってやらなければならぬではないですか。それは、考えてみれば平成18年、そして平成20年、これから4年間しかないのです。しかし、この4年間にそういう協業体を準備できれば、いわば9年間です、法人化するまで、5年以内ですから、それから。平成20年以降に5年以内で法人化するとトータル9年間でいわゆる法人化のできる集落営農体をつくっていく、こういうことで今から準備をすべきではないか。

上越市の福橋というところへ私は2回ほどお邪魔しました。福橋というところは、いわば今言ったようなことをずっと前から進めていました。しかし、法人化されていません。なぜかという、なかなか法人化には幾つかクリアしなければならない問題がありまして、でも彼らがこう言っているのです。「いつでも法人化のできる組織づくりなのですよ。しかし、私たちは今法人化しないのです」、しかし協業体として立派にこれやっているわけですから、私は佐渡もそういうものを一つの目標にしながら、これからぜひ

つくっていかねばならないのではないかというふうに思います。このことについて、まずお伺いをしたいと思います。

と同時に、時間がありませんので、これをつくるどこが中心になって進めるのか、四つほどのブロックがあるわけですから、私は四つの分けたブロックのそれぞれやっぱり担当者を、責任者を決めて、その四つのブロックの責任者を中心にしてそれぞれのブロックでプロジェクトをつくって進めるべきではないかと、そこには県も入ってもらえばいいし、JAも入ってもらえばいいし、あるいは認定農家も入ってもらえばいいし、集落の農業者も入ってもらえばいい、そういうプロジェクトをつくりながらこのことを進めていくという体制づくりが必要ではないかと思いますが、このことについてお考えをお伺いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 野市長。

○市長（野宏一郎君） 議員が言われましたように、法人化の準備段階としての協業化というのは非常に大事だというふうに思います。佐渡全体については、私ちょっとよくわからないので、課長に説明させますが、私が以前にやっていたところでは、一団体がもう既に協業化を進めて、法人化の前の準備をしておりました。

それでは、全体の内容につきましては課長の方から説明させます。

○議長（浜口鶴蔵君） 農林水産課長。

○農林水産課長（斉藤 博君） ご説明いたします。

今ほど言われましたビジョンを四つに区切って、地域は区切ってありますが、今委員会をつくっているわけなのですが、その中で各佐渡全域の人たちから、各支所も交えまして入っていただいておりますし、その中を四つに分けて、その中で対応していきたいと思っておりますが、今具体的なものはまだ持っておりません。今後検討していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 小田純一君。

○15番（小田純一君） 財政との関係もありますから、今言ったブロック単位で、これから検討ということですが、ぜひこれは早期に立ち上げて、それぞれの地域に合った方針というものを決めて、具体的な数値目標を決めて進めていくということであれば、せっかく皆さんからつくっていただいた佐渡農業の再生に向けてのビジョンというのが、まさに書いたものに終わってしまう、私はこんなふうに思っていますので、ぜひ取り組んで力を入れてもらいたい。

同時に、市単独助成について、これはやっぱり市の単独補助制度というものがないと、先ほど言いましたように例えば集落営農組織づくりについて、やはり検証したり事務的なこととかというようなことに対する、今助成制度ではないのです。それから、経営基盤を強化することについても、県の助成制度というのは大変厳しい枠がありまして、なかなか対象にならない。ですから、そういうふうなこれからの農業を考えたときに幾つか、米作農家ばかりではなくて畑作農家、酪農家も含めて、そういう一つの枠をつくりながら市としての単独の補助制度というものは必要だと、そんなふうに私は考えておりますので、このことについてぜひこれは市長の方でそういうふうなことの方向で検討できるのかどうか、これについてお答えいただきたいと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 野市長。

○市長（野宏一郎君） 農業の生き残りをかけて、この佐渡でも前に進んでいかなければいかぬわけですので、十分検討できるというふうを考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 小田純一君。

○15番（小田純一君） それでは、産地づくり交付金、これはこれから議論をして検討されるということがあります。それぞれの4地区で分かれてそれぞれの地域の中で統一をしているということでもありますので、ぜひできるだけ早くこれについては議論をしながら、先ほど私申し上げましたように、これから後というのは、今回のところは米というもの中心でありますけれども、産地づくりというのは先ほど来言っていますように、これは市独自の交付金でありますから、米ということにとらわれないで、畑も含めた荒廃した部分があるわけですから、そのことに広げていくようなことも将来は産地づくり交付金の中で活用を考えていただきたいというふうに思います。

それから、最後になりますが、きのう来本庁と支所との関係について多くの同僚議員の方から質問がありました。私は、お聞きするところによりますと対策本部の構成員になっているけれども、実際に支所長を含めた、あるいは支所の担当課長も含めた対策会議というものがなかったように聞いています。あったとすれば、これは大変申しわけないのですけれども。だとすれば、まさに今までにないような台風の被害があって、災害があって、そのときにやはりこれは災害対策本部の会議が終わった後、少なくとも今言った支所長や市の担当課長も含めた市としての会議というのは必要だと思うのです。住民はどこへ行くかといいますと、まず支所へ行くのです、こういうときは。ですから、そういう意味ではぜひそういうことにしていただきたいと思ひますし、それから私は率直に言ひまして、支所長の皆さんに大変失礼なのですけれども、今の支所長の置かれている立場というのは、これ中2階だと思ひます。言葉が適切かどうかわかりません。そういうことで、これから来年度ですか、4月1日に向けて組織機構を見直すと、こういうことだそうでもありますけれども、その間にあっても中2階的な存在に私は支所長していけない、支所の扱いというのはそういうことにしてはいけないだろうと、こんなふうに思ひています。今回の台風被害についても、いわばそういう会が開けない、あるいはこの議会に出ているように対策本部が進めている会議の中身を傍聴といいますか、そこに参加をしながら、まさに一体になって考えていく本庁と同時進行型でやっつけけるような体制というのが大事だったのではないだろうかというふうに考えております。これは、ぜひ市長にそのことについて要望ということなんでしょうか、お考えをこの後いただきたいというふうに思ひているところであります。

大変台風被害でご苦勞いただいております農水課長に、きょうは農水課の問題だけで実は質問をいたしました。大変ご迷惑をおかけしましたが、しかしこの台風被害の中でやはり佐渡の1次産業、基盤が大切だということが改めてわかったというふうに思ひますし、市長先ほどお答えの中で、これから食と農であり、需給率の問題と、こういうことを言及されています。ですから、私もそういう立場で、そのことを考えたときに市の農業なり1次産業の基盤整備ということが大切なことだということで、質問を申し上げました。ぜひこれからもそのことについて生かしていただきたいということをお願いをしまして、質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で小田純一君の一般質問は終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時10分 休憩

午後 3時22分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開します。

次に、肥田利夫君の一般質問を許します。

肥田利夫君。

〔57番 肥田利夫君登壇〕

○57番（肥田利夫君） 質問に先立ちまして、さきの台風15号によります被害に遭われました農家の方々に心からお見舞いを申し上げたいと思います。今まで多くの同僚議員が全部そうやって言われてまいりました。やっぱり私も言うべきであると思っておりますので、よろしく申し上げます。

それで、きょうは自由民主党本部並びに農水省のお役人の方々が被害状況を視察に来島されたということでもございました。国政レベルでどのような支援策がとられるのか、期待をしながら見守っていきたいと思います。ただ佐渡島の観光であってらっては困るはずでございますので、農家の方々が満足のいく施策がとっていただけるよう期待をいたしたいと思っております。

さて、これより通告に基づきまして順次質問をさせていただきます。今回私は、大きく三つのことを聞かせていただきたいと思っております。まず、第1点は登記事務についてということでございます。それから、二つ目が今までいろんな同僚議員からただされております地域審議会の関係のこと、そして三つ目が7月の1日から本放送になりました市営テレビのことについて、この三つのことについてお聞かせをいただきたいと思っております。

さて、まず第1点目の登記事務の件でございます。いわゆる旧市町村の時代のことでございますが、今となれば市が取得をしたこととなります。市が取得をしたといいますが、先ほど言いましたように旧市町村が取得をしたものでございますが、この土地等についてまだ登記が完了しておらないものがいっぱいあるやに聞いております。いわゆる平成16年3月1日現在における未登記等の実態をどのように佐渡市は引き継いでこられておりますか。旧市町村別に件数、筆数、人数等をお示しいただきたいと思っております。大分多くの数があるやに聞いておりますので、お願いをいたします。そして、それらは一体どのような原因で遅れてきておるのか、そして古いものは一体何年ぐらい前からのものがあるであろうか。ややもすると20年くらい前のものがまだ残っておる可能性があると思っております。あとこの件についてのことについては、質問席の方から2度目以降の質問でさせていただきますたいと思っております。

さて、次に地域審議会のことでございますが、まず7月の20日から赤泊地区を皮切りに10地区で地域審議会が開かれました。私は、6地区、合計9回傍聴をさせていただいてきております。その中で、三、四地区からはこういうことを言われました。もちろん合併と今問題になっております町名、地区名についてでございますが、首長と議長が2人して決めたんだという決めつけを三、四カ所で聞かされました。きょうは、テレビでの放映もでございます。ぜひ島民の皆さんからはご理解をいただきたいことがございまして、この席に立たせていただきました。私は、旧赤泊村の議長として5年間、そしてその充て職で合併協議会の最後に副会長を務めさせていただきました。今言われました首長と議長が2人して決めたんだというふうに決めつけられますと、私はその大犯人の1人になるわけでございます。

さて、議長というのが、皆さん今回のこの60人の議員の中には初めて議員になられた方もおられるよう
でございますが、大半の方は議会経験のある方々ばかりでございます。議会が議長が一人で動けたことが
あるでございましょうか。私は、今この問題を取り上げるについて、実は5センチのファイルに12冊合併
関係の資料がございまして、あと会議録が2冊ございまして、手引等マニュアルが1冊ございまして。それを
ずっとひもといてまいりました。10カ市町村それぞれ議長の弁は、何月何日に議会を開いて協議をしまし
た。全員協議会で協議をしました。その結果、こういうふううちの議会は決めてもらいましたというこ
とで報告をされております。決して議長が一人で、自分の考えだけでうちの議会はこうですと言ったこと
はございません。そのことだけははっきりと島民の皆さんにもご理解をいただかなければならないと思
います。そうでしょう、皆さん。全部議長に任せましたと言った覚えはないでしょう。

さてそこで、まだ地域審議会ではいろいろございまして。そこで、まず市長にお伺いをいたします。地域
審議会の委員の権能と任務は一体どんなものであろうか、市長がどういうふう考えて任命をいたしまし
たか。私も資料はちゃんとコピーはして持っておりますけれども、ここでは私は申し上げません。市長か
ら答えていただきたいと思っておりますし、もし市長がそんなのは課長でいいわということであれば、課長の方
へ回していただければそれでも結構でございます。私は、課長に答弁は求めません。答弁はあくまでも市長
に求めます。補足説明を課長からやってもらう分には一向差し支えはありませんが、答弁はすべて市長が
受けていただきたいと思っております。

さて、そして10地区で行われました地域審議会、多いところは3回、あす相川が2回目があるそうでござ
いまして、行って聞きたいなどは思いますが、本会議でございまして、やむを得ません。さて
それで、それらの地域審議会の結果いろんなことがございまして、その報告は市長の耳に当然入ってお
る、報告をしてあると思っております。それを受けて、あなたは現在どのような感想をお持ちでしょうか。あると
ころでは、16年度予算書、これを全部配りなさい、それがなければ審議ができないではないかというところ
がございました。さて、配ったかどうか、この間聞いてみたら配ってないそうですけれども、配れるはず
もないでしょう。そして、あるところでは、地域審議会1回や2回ではだめではないか、1週間に1遍ず
つやれと、そういうことを言われる委員の方もございました。その地区では、支所長以下それぞれの係が、
とてもそれはできないから、毎日でもいいから役場へ来てください、説明を可能な限りいたしますという
返答をしておったようです。しかし、今日までだれ一人として、言った人さえ一回も役場へ出向いた委員
はないようでございます。

さて、その次に、今までのうちの議会の議員のやっていたことをおれたちができるのだよなという、そ
ういう意味の委員もございました。議会と議員と全く間違えておるわけでございます。それらのもろもろ
のことを踏まえて、市長はどのように今受けとめておられるのか、ご感想をお聞かせいただきたいと思
いますし、それが市長としての考えに合わないとするならば、これから10年間この地域審議会続くわけ
です。今の委員の任期が2年とはいってしましても、再任されるかもわかりませんし、かわるかもわかり
ませんが、とにかく10年間地域審議会は続くことになっております。この後どういうふうにして正しい
方向で持っていくとするのか、そのあたりのこともお聞かせをいただければありがたいと思っております。

さてそこで、先ほど来いろいろと問題になっておりました。先ほどの村川議員からも質問があったよう
でございますが、実は羽茂地区の問題でございます。これには、ブランドの問題、それからJAS法違反、

それと日本穀物認証を失うおそれがあるというようなことが言われてきております。これの真偽のほどは一体どうなのでしょう、当然事務当局はお調べになっておるはずでございます。先ほど聞いておりましたが、ちょっと日時的にかみ合わない、後の方が正しいのかどうなのかという疑問点はございますが、再度このことについてお聞かせをいただきとうございます。

さて、あちこちして済みません。地域審議会に諮問をした諮問書がございます。議員の皆さん、どれだけこれをお持ちかわかりません。多分大方の議員の方が、これはお目通りをいただいております。三つの事柄に諮問をされております。まず、第1点が新市建設計画に関することということでございますが、これらについて予算書を出しなさい、計画書を出しなさい、それを一々説明をしなさい、そして我々が理解をした上で、これをいろいろ組みかえるのだというようなご意見を持った委員さんが各地におられます。市長、それは本当にそれでよろしゅうございますか。あなたは、そういうふうな諮問をしておられますか。

次の2番目の諮問は、地域振興のための基金の活用に関することということでございます。これは、先般来、企画情報課長が説明をしております。20億の基金を本年度積みたい。1.5%して3,000万ぐらいの果実が上がるであろう。これの使い道をどうするかということ。いろいろございました。3,000万ぐらいしかないものを10地区で分けて使ったら何にもならないではないかという、かつての議員経験者、すばらしいなと私は思いました。それから、これを、ではうちでは平均すると300万だな、好きなように使ってもいいのだなというような意見を出される委員さんもございました。さて、佐渡市はどういう計画、心組みをされておるのでしょうか。

3番目が町名、字名の取り扱いに関することでございます。ここには、いわゆる佐渡市町村合併協議会長の小田初太郎会長から佐渡市長職務執行者、小田初太郎に出した要請書がございます。この中で、文言の中でいろいろとかみつかれております。言われてみると、なるほどなと思わざるを得ない部分もございます。多分事務方は苦勞してつくった文言であろうとは思いますが、15人、10カ市町村全部足しますと150人の目でこれを精査をして、それぞれが自分の地域は、おれの身分は、おれはどういうことができるのだというようなことを基本に考えていくと、文言の中には必ず落とし穴があるはずでございます。それが随所で指摘をされております。さて、このことについても、なかなか大変であるなと私は聞かせていただいて帰ってきております。しかし、この要請書につきましても、15年9月9日の第11回合併協議会で私どもは確認をしておることでございますので、その責任の一端を免れようとは思いません。しかし、先ほど来申し上げております合併協議会の趣旨、そして委員の権能と任務等に照らし合わせまして、佐渡市の市長並びに事務方はどのようにこれを審議委員の方に理解をしていただいて、あすの正しい佐渡市の行き方の指針にさせていただけるか、ぜひお考えをいただきたいと思っております。

町名、字名につきましては、いろいろと新聞にも載ってまいりました。ずっと私は切り抜きを持っておるわけでございます。実は16年8月の3日火曜日ですが、某新聞に「討論、闘論、島論」という欄がございました。ここに我々の合併のことに关しまして、「愚考、強行、市民にツケ」という大きな見出しで、夢という人の記事が載っております。かいつまんで申します。地名をとったら佐渡はわからなくなるのだ、背合、堂釜、大石、そういうことを言われて、これがわかる人は佐渡に通の人だということでございます。そんな必要が出てくるのかどうか、いろいろとクレームをつけるためにいろんなことを言おうと思えば幾

らでも言えます。旧市町村名廃止を強行してしまったこと、これを愚考とせずして何と云うか、そして旧市町村名を残した相川と新穂の首長には敬意を表するとなっております。

さて、ここで私はあえて申し上げます。まず、佐渡で合併の問題が出てきたときに、一番最初につくったのが佐渡市町村合併検討協議会という名前でございました。その次にできたのが推進協議会、これは任意協議会でございます。そして、最後が法定協議会で、佐渡市町村合併協議会、3回会をつくっております。そして、最初に言いました。佐渡市町村合併検討協議会、このときには申しわけございませんが、新穂の村長さんは役員でございました。自分でつくった原案なのです。新市の大字名については、大字丸々中、大字を廃止し、何々市何々とするという、この原案、今問題になっておるこの原案は自分が役員のと看につくったものでございます。その後いろんな経緯を経まして、推進協議会になり、合併協議会になったわけでございますが、この原案が平成14年7月30日、第13回検討協議会に提案事項として出されて説明をされております。そして、8月12日の第14回検討協議会で118号議案として協議に入っております。ところが、このときにくしくも庁舎の位置の問題に紛糾をいたしまして、この118号議案に審議に入れないまま、後へ延びております。そして、8月23日15回検討協議会、中止になりました。9月4日の検討協議会も中止になりました。10月3日、第15回検討協議会、残念ながらここで佐和田町が離脱をいたしました。こういう経緯がずっとございます。

今からそれを一つ一つたどって行かせていただきたいと思います。そして、事実上検討協議会を解散ともいうし崩壊ともいいます。それは、いろいろ皆考え方が違っておるようでございますが、正式な名前は存じておりませんが、ここで検討協議会がなくなりました。そして、聞くところによりますと、その日のうちに残りの9人の首長さんが別室で次の推進協議会を立ち上げる相談をしてまとまったというふうに漏れ承っておりますし、あとのいき方を見ると確かにそうでございます。そして、でき上がったのが佐渡市町村合併推進協議会でございます。そして、14年10月31日に第1回の推進協議会が開かれました。そして、ここで役員がかわりました。検討協議会の会長でありました赤泊村長、石塚英夫氏は責任をとってという形になるでしょう。やめたいということで認められて、畑野の小田初太郎町長が会長になっております。そうなったことによって、議長会の会長、畑野の小田壽さんでございましたので、町長も議長も同じところから出るというわけにいかぬなということで、議長会の副会長であった私が後がまに据えられました。事もあろうに副会長になれということで、何でそうだと言ったら、おまえは一般席におるとうるさくてだちかんから、ひな壇へ祭り上げれば口が開けぬのだからということなのだそうで、ある首長さんから笑いに聞かせてもらいましたが、そういうことで私は役員を仰せつかりました。そして、14年12月4日、第3回の推進協議会に19号議案として、大字名の提案が提案事項として示されました。説明を受けました。そして、12月11日、第14回推進協議会で協議をいたしました。その結果は、基本原則としてはこれで認めていくという意味の会議録が残っております。これで終わったのだかなと思っていたのですが、一応各議会で議決を取りつきましたので、14年12月21日の第5回推進協議会をもちまして推進協議会を閉じました。いよいよ法定協議会に移っていくわけでございます。

そして、15年1月27日に第1回目の法定協議会、いわゆる佐渡市町村合併協議会を開いております。そして、第2回目、2月5日の合併協議会に18号議案として、再度提案事項として出てまいりました、町名の問題。ここでは説明を受けております。第3回目が2月15日協議することになって、けんけんがくがく

といたしました。しかし、ついに結論に至りませんで、幹事会で協議をして、もう一回原案をつくれということになりました。ここでは、東西南北をつけるというものでございましたが、東西南北ではだめだという地区が4地区ばかりございました。ちなみに、金井さんと赤泊さんは北と南でよろしいですよということであったわけですが、けんけんがくがくとした中でもう一回原案をつくりなさいということで、幹事会に差し戻しをしております。

そして、3月8日には臨時の合併協議会を開きました。そして、佐和田さんがカムバックをしてくれるということで、協議会に入ってくださいまして、佐渡の10市町村が足並みをそろえていくという結果になりました。さてそれで、3月16日の第5回合併協議会、このときに同じく18号議案として協議をいたしました。ここでも物すごく時間をかけて協議をしたのですが、結局結論が出ません。そして、ある議長さんから、こういう発言をいただいております。「これは、政治的配慮なのですよ」と、政治的判断で結論を出すよりほかにない、何回事務局に差し戻しても、事務局の方針は決まっているのだから政治的判断以外にないよという発言をいただきました。私は、本来副会長という立場だから口を開いてならないと言われておりましたけれども、あえて許しを得てこういうふうに言わせていただいております。「副会長という立場で申しわけございません。今ずっと聞いておまして、事務局にはもう無理だと思います。したがって、きょうお持ち帰り願うのであれば、期日を決めて各首長さん、いわゆる市町村長さん方から自分のところの大字、いわゆる自分の市町村の大字はこうしてくださいという原案を事務局の方に出していただきたい。そして、それを幹事会なり役員会なりで精査をして、原案として、調整案としてこの合併協議会に提出をさせていただいて皆さんからご審議をいただきたい」という提案をいたしました。しかし、これは見事に首長さん方からけられました。そして、今日のこの状態になってきておると考えていただいてもよろしいかと思えます。

この地名の問題につきましては、合計5回協議をしております。ここにそのときに発言をされた方々の、最後には30人委員がおるわけですが、それぞれの委員さんの意思表示が議事録から私が書きとめてまいっております。学識経験者の方は、大方が地名をつけよという意向でございましたが、首長さん、議長さんは一、二の方を除いて、もちろん相川さんと新穂さんは、これは3人とも反対でございましたが、あと一、二の方が何ともはやどうなのかわからない、首長さん、議長さんも議事録の中では見受けられるようでございます。それで、先ほど申し上げました、結果として地域審議会に諮問をする諮問書の中にある事柄に発展をしていったわけでございます。あのときに首長さんから、自分の市町村のことは自分でまとめていただければ、今地域審議会の方々にも我々もこんな思いをしなくて済んだのではないだろうか、私はつくづく残念に思えてなりません。

さて、時間がございません。あと市営テレビでございますが、7月の1日からうちの方は本放送になりました。まだできておらないところは、なかなかうらやましそうなことを言っておるようでございますが、さてそこで市長、私はここで市民に喜ばれる放送はいつからできるのだというふうに書きました。実は真野の運動会から始まって、今は滝があったり、大浦の漁船が走っておったり、夕日があったりというふうな、ヒマワリがあったりという、特にひどかったのは台風が来ているさなかに花火が上がってぱちぱちと、一体これは何なのだというおしかりはずっと受けました。台風で屋根が吹っ飛んでおる映像が公共放送で出るかと思えば、うちのテレビでは大きなヒマワリがゆらゆらと揺れておる。これでは余りにも違

いがあり過ぎる。一体これはどうなのだといって私が怒られてもしようがないので、さてそこで、まだ始めたばかりで、確かにやむを得ない面もあろうかと思えます。そこで、私が承ってきた事柄をはっきりと申し上げます。現状での1,500円の料金は高過ぎる。まともな放送ができるまで一時徴収をストップしてもらえということ、これは赤泊の人だけではございません。よその地域の人からも言われてまいっております。さて市長、これどういうふうに考えますか、お聞かせをお願いをいたしまして、第1回目の質問終わらせていただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 肥田利夫君の一般質問に対する答弁を許します。

野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 肥田議員のご質問にお答えします。

非常に専門かつ多岐にわたったご質問でもありますので、基本的なことは私がお答えして、あとは課長に振りたいというふうに思います。

まず、未登記等の実態について、旧市町村別の未登記件数等につきましては、今申し上げたように担当課長から説明してもらいますが、市道としての未登記の総件数は約260件、筆数は約1,480筆、実人数は約1,100人となっております。農道の未登記総件数は約30件、筆数は約90筆、実人数は約130人となっております。林道の未登記総件数は約90件、筆数は約720筆、実人数は約620人となっております。

それで、原因はどのようなものかということなのですが、この原因につきましては相続関係が圧倒的に多く、次に共有地で一部承諾がとれない、筆界未定のため云々と続いております。また、寄附を受けた道路用地がそのままになっているのもございます。

古いものは何年ぐらい前のものがあるかということでございます。一番古いもので、今から34年前の昭和45年のものがあるようでございます。

それから、地域審議会についてご説明いたします。この中で、委員の権能と任務についてということでございました。地域審議会は、合併によって住民の意見が新市の施策に反映されにくくなるか、住民と行政との距離が遠くなるなどの懸念に対応するために、地域の実情に応じた施策の展開に対する意向表明の仕組みとして設けられましたもので、市長の諮問に応じて審議をしたり、必要と認める事項につき市長に意見を述べることになっております。これにつきましては、議員は議会との関係について恐らく問い合わせされたのだろうと、どう違うのかというふうな、あるいは審議会がある意味で市長の諮問以外のことをやっているのではないかと、そういうことだと思います。それから、実は私は一番最初の赤泊だけは最後までおりましたが、それ以降は委嘱状をお渡しするとすぐ席を外れました。私どもは、諮問をお願いしたものの結果を書面にもっていただくということでございまして、途中どんなことがあったか報告があるか、たまに聞くことはございましたけれども、結果として書面をもって出てきたものが正式な審議を受けて、結果として出てきたものだというふうに思っております。その中で、提案したいろいろな新市の計画とか、そういうものを組みかえることができるのかというふうなお話があったと思うのですが、あくまで審議会は市長が諮問したことだけをしていただくことの限界があるということをお知りおきいただきたいというふうに思います。

それから、先ほど長く説明いただきました地名、字名の取り扱いについて、特に羽茂でブランドやJ A

S法違反、日本穀物認証を失うと言われるが、真偽のほどは、これは先ほども一応説明しましたけれども、課長からまたつけ加えることがあるかもしれません。説明させます。

それから、今まで長い混乱を来しているが、この状態をどう受けとめるかということでございますが、結果は結果として地名の問題につきましては審議会にお任せいたしました。ただ結果の中で、羽茂地区がすぐ地名の変更をしたい、その中にはいろいろある、先ほど申し上げたJAS法の問題だとかいろんな問題がある。ブランドの確立が、今までしてきたブランドが一時的には問題があるご指摘される可能性もあるということお話をありました。この状態につきましては、陳情も受けて、お話も伺いました。できることならという気持ちはあったのでございますが、一応佐渡市として今度一つになりましたものですから、審議会では12月末ということで出しております。これにつきましてはご理解いただくようにお話を申し上げて、そのときは一応の結論に達したというふうには思ったのですが、そのこのところをこれからまだ問題が残るということであれば、また現場とすり合わせをしながら検討するのはやぶさかではないということでございます。

それから、佐渡市テレビの放送内容について、市民に喜ばれる放送はいつからか、それまでの間徴収をとめるという話でございます。細かいことは課長からも説明させますが、一つご了解いただきたいのは、テレビというのは非常に番組つくるのにコストがかかる代物でございます。ちなみに、今までのキー局の番組は、恐らく大体年間500億円から600億円のお金がかかっていると思います。かけているところは1,000億かけているのではないと言われるぐらいのお金がかかっておりますので、それと比較されますとちょっとかなりつらいところもございまして、スタッフのために申し添えますが、もうひとつなれていないということもございまして、それから羽茂と真野とに今のところ分かれておまして、それぞれに羽茂農協からお金をいただいたりということもあるようでございます。もうちょっと調整にお時間をいただければというふうに思います。

あとは、課長の方から説明させます。

○議長（浜口鶴蔵君） 補足答弁を許します。

建設課長。

○建設課長（佐藤一富君） 補足説明をさせていただきます。

市町村合併時、いわゆる平成16年3月1日における未登記の実態をどのように引き継いでいるかということで、旧市町村別に件数、筆数、人数等ということでございます。これから私が申し上げます数値につきましては、3月1日付におきましての引き継ぎにつきましては、未登記の用地につきましては旧市町村ともありということで、すべての市町村があるということで、その時点では数値は報告受けていません。これから申し上げます数値につきましては、16年9月7日現在のもので各支所別に調査したものでございます。それで、市道敷として買収した土地または寄附を受けた土地について、現在未登記となっている数値ということでご了解いただきたいと思っております。

それでは、各支所別に現在の未登記件数、これは1路線1件というふうに数えた数値でございます。それから、未登記筆数、それから未登記人数ということで、これは支所によってはまだ実数がかめていないということで、筆数と同じという数字の報告でございます。なお、実数としてとらえている支所につきましては、その数値をこれから申し上げさせていただきます。

それでは、市道の部分でございしますが、両津支所管内でございしますが、未登記件数35件、未登記筆数277筆、未登記人数277人、次に相川支所でございしますが、相川支所につきましてはまだ把握していないという報告でございします。この原因につきましては、赤道を地元で広げて、それを道路として使っており、市道として認定をした土地というようなことでございまして、土地の寄附によって広がった道路敷、そういった例もあるということで、現在まだ測量をしていないという部分でありまして、まだ未測量ということで、現在数値として把握していないということでございします。それから、佐和田支所でございしますが、佐和田支所につきましても近年については未登記はありませんが、古いものが現在まだ把握し切れてないということで、現在不明ということで、調査中ということに報告をいただいております。

それから、金井支所でございしますが、未登記件数が86件、未登記筆数が303筆、未登記人数が327人です。それから、新穂支所、13件、それから70筆、70人でございします。畑野支所、11件、30筆、18人、真野支所60件、600筆、200人、小木支所、3件、29筆、29人、それから羽茂支所、32件、82筆、154人、これ筆数と大分ふえていると思いますが、これは共有地が多いということで、そういうふうにご理解いただきたいと思ひます。それから、赤泊、20件、88筆、44人。

以上でございします。

○議長（浜口鶴蔵君） 農林水産課長。

○農林水産課長（齊藤 博君） それでは、農道、林道関係について未登記分を支所単位で報告させていただきます。

支所単位で件数、筆数、人数の順に報告させていただきます。両津支所、林道でございしますが、件数30件、筆数、人数については未定ということで、相川支所の林道ですが、これも30件、筆数、人数は未定でございします。農道について、これは相川支所の農道ですが、件数2件、28筆、28人となっています。佐和田支所、林道ですが、件数6件、約100筆、約50人、農道につきましては1件、13筆、13人となっています。金井地区の林道については件数で4件、約20筆、約10人、農道につきましては金井地区は県営農道譲与を受けた方の14件については、所有者がまだ新潟県となっておりますので、そのままとなっております。新穂支所の農道について、件数3件、5筆、5人です。畑野支所の林道ですが、1件、72筆、72人です。真野支所、林道、件数で8件、417筆、417人となっています。小木支所、農道でございしますが、件数1件、11筆、11人です。羽茂支所、農道ですが、件数6件、17筆、68人でございします。赤泊支所の林道ですが、件数11件、111筆、72人です。農道につきましては、件数6件、17筆、10人となっております。

以上でございします。先ほど建設課長も言われましたが、うちの方は平成16年9月10日現在でこのようになっています。

以上でございします。

○議長（浜口鶴蔵君） 企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） それでは、先ほど地名の関係で問題があるのかどうかということでありましたので、JAS法の関係につきましては村川議員にお答えしたとおり、現在のところ問題はないということでありました。これにつきましては、今年の8月6日に県の食品流通課の方に確認した結果であります。

それから、穀物検定の認証についてであります。財団法人日本穀物検定協会の関東業務部の方に確認

をいたしました。佐渡の場合の認証については、新潟県佐渡ということですので、合併によって住所が変更になっても認証を失うような影響はないという回答をいただいております。

それから、テレビ放送の関係であります。大変おしかりを受けているということではありますが、今現在番組の編成等に当たりましては鋭意努力をしておるところであります。市役所からのお知らせ、あるいは今回の議会中継等でもありますが、そのことについてもできるだけ市民に近づけるような形の番組にしていきたいということで努力をしておるところも、ご理解を願いたいと思います。

また、ケーブルテレビの関係につきましては、見たくても見れないという地域もあるということもある関係上、このことについてもエリア拡大ということについても検討していきたいというふうに思っております。今後市民や関係者からアンケートを行ったり、あるいは番組審議会の意見をいただきながら、市民の望む充実した番組づくりに努力をしてみたいというふうに考えております。したがって、使用料に見合う番組の充実については今後とも努力をしていきたいということでありますので、よろしく願いたいと思います。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 肥田利夫君。

○57番（肥田利夫君） 再質問になりますが、まず登記事務の関係についてでございます。古いものが昭和45年ころから、いわゆる34年ぐらい前ですか、あるということで、これもなかなか大変だろうな、ひょっとするとこれ相続の関係、そして共有地があって判こが集められないのかなという気もいたします。それは、私の推測でございますが、さて次の事柄で、いわゆる現在まで、登記をしなければならぬ事態が生じてから今日まで固定資産税の関係はどのようになってきたか、よもや自分で取得をしたものに登記ができない、あるいはしないということで、前の所有者に税金を課しておいたことはないだろうなと思っておりますが、あったところもございまして、その辺をお聞かせをいただきたいと思っておりますし、ただこの原因等に関連をいたしますが、詳しくは通告してないので申しわけないのですが、いわゆる登記事務は庁内でやっておったのか、あるいは司法書士等の先生方をお願いをしておったのかということがわかりましたら教えていただきたいし、今後これだけ多くのものをどのように解決をしていくのか、もし今課税をしておったとすると、これは当然直ちにやめてもらわなければならないし、税法の許す範囲内での還付はしていただかなければ、協力をしていただいた前の所有者は大変な迷惑をこうむっておることになりますので、金額にするとそう大したことないと思っておりますけれども、恐らく個人個人の人がこれをつぶさに自分のものを検証しておるといふ事例は余りなかろうかと思っておりますが、その辺は面倒でも事務方で横の連絡を密にやっていただきたいと思っております。

あと地名の関係で、いわゆるブランドJAS法等、これは恐らく来年の3月定例会になるのかと思っておりますが、そこで提案をされると思っております。そのときには、先ほど村川議員とのやりとりでは、どうも時間のずれがあったようですが、その辺をきちっとして明確に提案をして我々の判断をできるように努力をいただきたいと思っております。

それから、テレビの関係のことについては、これ取るなど言いましたけれども、それが徴収料取るなどというのが本意ではなくて、早くいい番組ができるように努力をしてくださいよというのが住民の皆さんの本意であるというふうに私が受けとめておりますので、そのように努力をいただきたいと思っております。

先ほど言いました二、三の点について、ご答弁をお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 市民課長。

○市民課長（清水紀治君） 固定資産税の関係についてのご説明を申し上げます。

市が取得した土地から面積が確定されているものについては、すべて非課税にしてあります。道路敷として、水路として面積が確定してあるものについては、すべて非課税にしております。また、所有権移転登記、例えば佐渡市とか旧市町村に名義変更ができなくても道路敷という認定ができておれば非課税ということで処理扱いをさせていただいております。

それから、今後も資産税の課税状況の違いが多少なり必要ではあるわけですが、今も現況が道路用地であって、先ほど申し上げたとおり課税された部分も確かにございます。それでは、今後どのような解決策を求めていくかということですが、地方税法348条、佐渡市条例54条の2の規定に基づいて買収あるいは寄附採納行為に基づいて市に公共の用地に、土地については今後固定資産を課するということは本当に不適切な措置でございますので、このことについては早急に解決、事業方と協議をしながら協議をしていきたいということですが、それでは今までかけておいた部分についてはどうだと、当然私たちの方では、税務課としてはそういう事態がはっきりわかり次第、面積確定できれば早急にそれをいわゆる還付行為を行っていききたいというふうに考えております。

以上ですが、よろしくをお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 肥田利夫君。

○57番（肥田利夫君） 今ほど前向きな答弁をいただきました。ぜひそのような形で進んでいただきたいと、これから発足しました佐渡市がそういったことを踏まえながら、ますます活発になっていい住民の生活が送れるように、市長以下職員の方々もご努力をお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（浜口鶴蔵君） これで肥田利夫君の一般質問は終わりました。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会します。

午後 4時26分 散会